

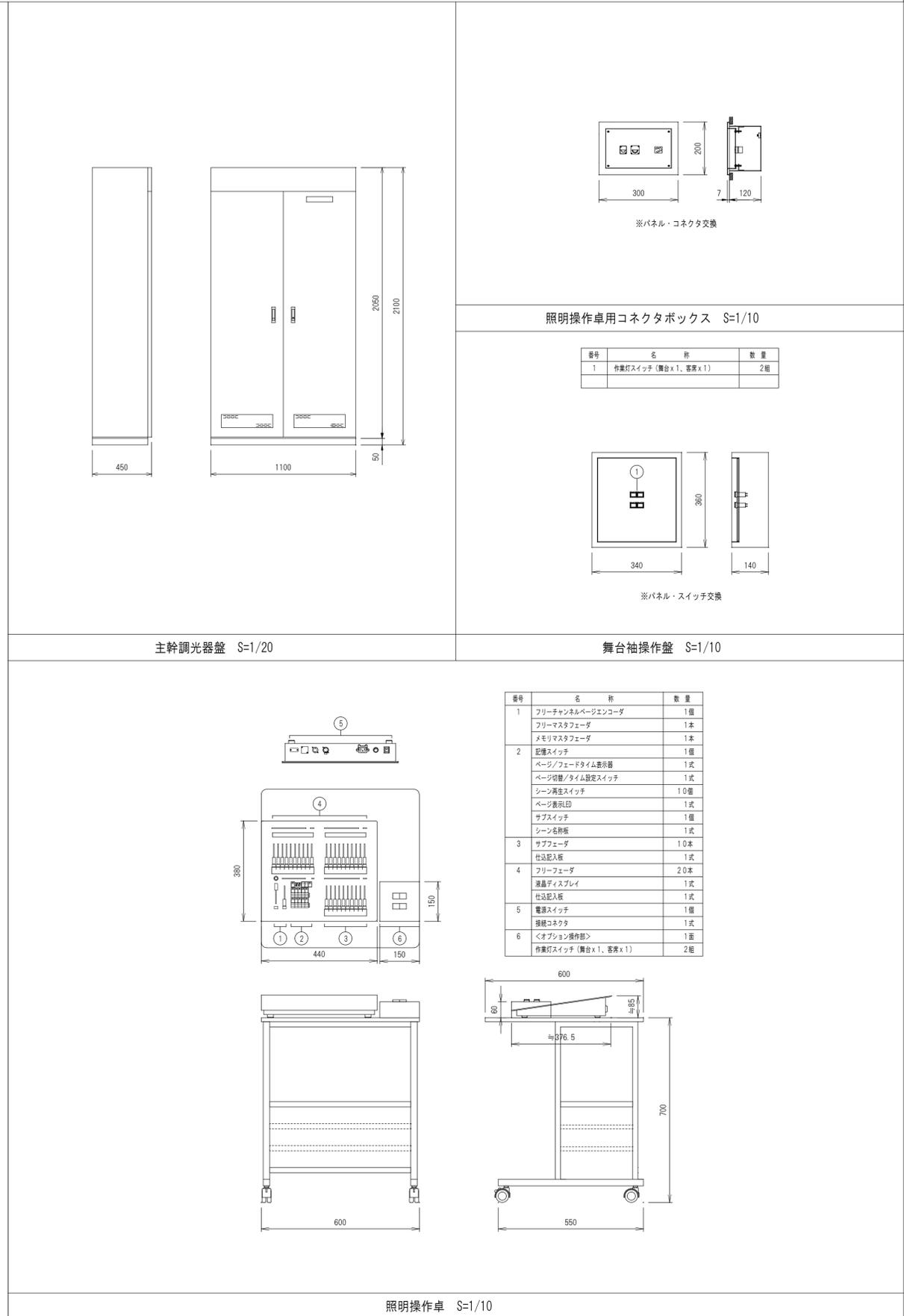
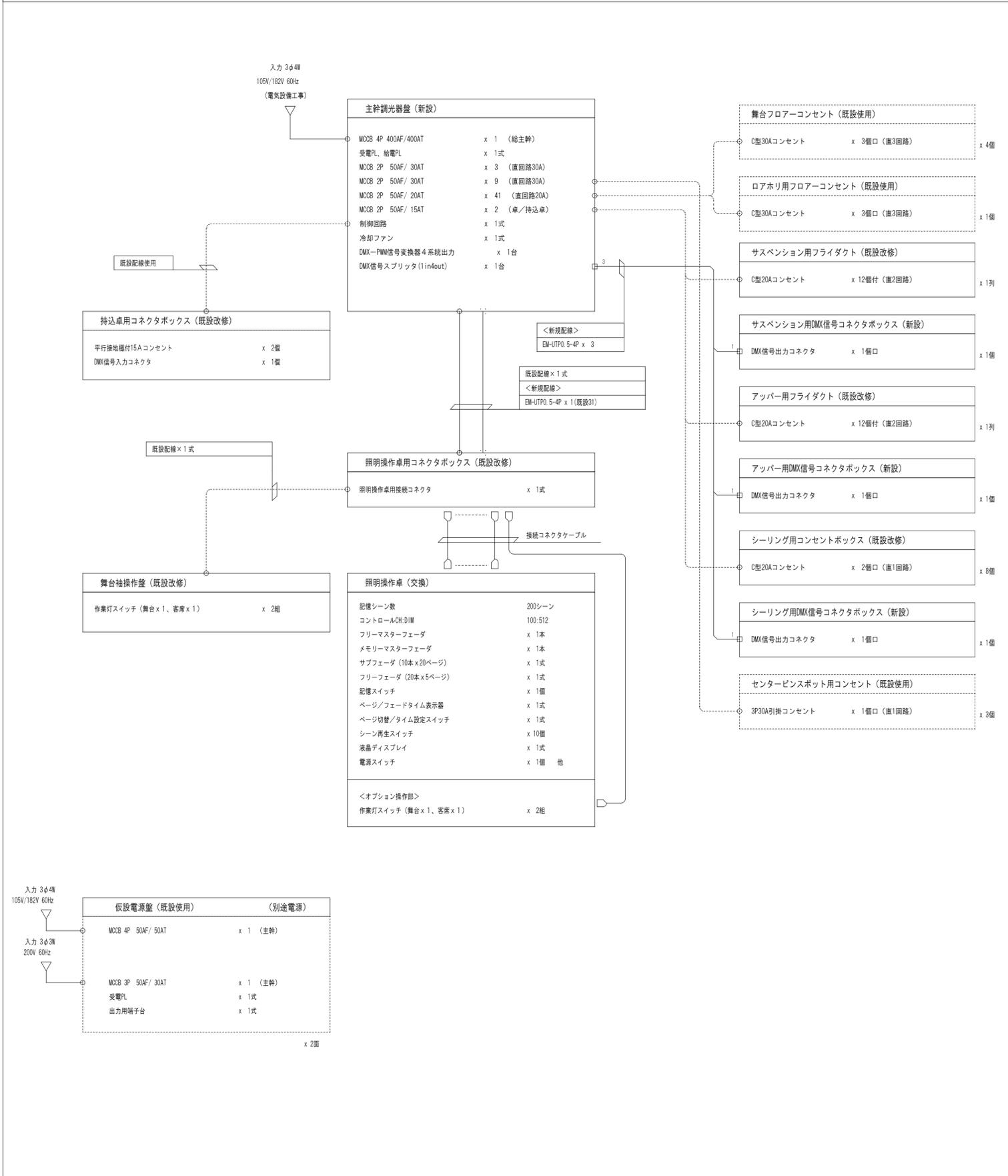
永平寺キャンパス 交流センター 講堂照明器具更新工事

図面番号	図面名称
E-01	電気設備工事特記仕様書 1
E-02	電気設備工事特記仕様書 2
E-03	配置図・付近見取図
E-04	舞台照明設備 仕様書
E-05	舞台照明設備 負荷設備数量表
E-06	舞台照明設備 調光装置数量表
E-07	舞台照明設備 系統図、調光装置姿図
E-08	舞台照明設備 照明器具姿図
E-09	舞台照明設備 1階平面図
E-10	舞台照明設備 2階平面図
E-11	舞台照明設備 3階平面図
E-12	舞台照明設備 断面図
E-13	舞台照明設備 客席灯 1階平面図
E-14	舞台照明設備 客席灯 2階平面図
E-15	舞台照明設備 客席灯 3階平面図
E-16	非常照明設備 1・2階平面図

電気設備工事特記仕様書		(R.2.4改訂)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>I. 工事概要</p> <p>1. 工事場所 吉田郡永平寺町松岡兼定島地係</p> <p>2. 建物概要</p> <table border="1"> <tr> <th>棟名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延べ面積(m²)</th> <th>消防法施行令別表第一</th> <th>建築基準法別表第一の用途</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>A:交流センター</td> <td>RC造</td> <td>3階</td> <td>3352.39</td> <td>7項</td> <td>学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B:</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C:</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D:</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 工事種目 (●印を付けたものを適用し、各一式とする)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">棟別および屋外</th> <th colspan="4">適用区分</th> <th rowspan="2">屋外</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気設備</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動力設備</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電熱設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電保護設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受変電設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電力貯蔵設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構内情報通信網設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構内交換設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報表示設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>映像・音響設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡声設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>誘導支援設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ共同受信設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>テレビ電波障害防除設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駐車管理設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防犯・入退室管理設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災報知設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央監視制御設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>撤去工事</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>構内配電線路</td> <td colspan="4">(外灯設備も含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構内通信線路</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 別契約の関連工事 ○建築関係工事 ○電気関係工事 ○給排水関係工事 ○空調関係工事 ○その他工事 ()</p> <p>5. 工期 別示せず公告等による。(但し、下記に指定する部分の工事については令和 年 月 日完成)指定部分 ()</p> <p>II. 工事仕様</p> <p>1. 共通仕様 (1) 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部の仕様書等による。「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(以下、「標準仕様書」という。) 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。) 「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)」(以下、「標準図」という。)</p> <p>2) 工事種目に機械設備工事および建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。</p> <p>3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)」（福井県土木部）による。</p> <p>2. 特記仕様 1) 項目および特記事項は、●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">一般事項</td> <td>●施工条件</td> <td>現場説明書による。</td> </tr> <tr> <td>●事務処理</td> <td>福井県営繕工事監督事務処理要領による。</td> </tr> <tr> <td>○近接工事の间接費等</td> <td>密接に関係のある同一工事区内の追加工事(同一工種とは限らない)を現工事と同一施工業者が落札した場合は、両工事を合算したもので落札後調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>●施工計画書</td> <td>標準仕様書第1編1.2.2により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。</td> </tr> <tr> <td>●施工体制の確保</td> <td>建設業法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。 (1) 提出書類 1 施工体制台帳および施工体系図の写し 2 工事担当技術者台帳の写し 監督技術者および主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。 3 工事元請・下請関係者届出書 該当なき場合はその旨を記入し提出する。 (2) 工事実績情報の登録(工事請負代金額が500万円以上の工事) 工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、工事の受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、期限内に登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録完了後は「登録内容確認書」をただちに監督職員に提出しなければならない。 (3) 名札の着用 監督技術者および主任技術者(下請負を含む)および元請業者の専門技術者は、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が記載された名札を着用する。</td> </tr> <tr> <td>●官公署への手続き</td> <td>工事に必要な官公署等への手続きは標準仕様書第1編1.1.3又は改修標準仕様書第1編1.1.3による。官公署等への諸手続および費用は受注者の負担とする。</td> </tr> <tr> <td>●主任技術者等の資格</td> <td>別に示す公告等による。</td> </tr> <tr> <td>●下請負人の選定</td> <td>下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。(福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱第7条)</td> </tr> <tr> <td>●公共事業労務費調査</td> <td>公共事業労務費調査の対象工事となった場合(工期経過後も同様)には、調査票の記入等について必要な協力を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">一般事項</td> <td>●工費用材の選定</td> <td>工費用材や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中からの調達および県産品の活用に努める。また工事完成時に県産品使用実績報告書を監督職員に提出する。本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 また、設備機材等の製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 (1) 品質および性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 生産施設および品質の管理が適切に行われていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。 (5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。</td> </tr> <tr> <td>●設備機材等</td> <td>標準仕様書または改修標準仕様書による。 ○工事成績評定の対象(工事成績評定要領第2条) ○規格品交換工事 ○部品交換工事(オーパホール含む) ○その他</td> </tr> <tr> <td>○化学物質を放散させる建築材料等の使用制限</td> <td>本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質および性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエテルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチルエステル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料がない場合は、第三種のものを使用するものとする。また、「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒドの放散量</td> <td>該当する建築材料</td> </tr> <tr> <td>規制対象外</td> <td>① J I SおよびJ A SのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品</td> </tr> <tr> <td>第三種</td> <td>① J I SおよびJ A SのF☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ③ 建築基準法施工令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品</td> </tr> <tr> <td>○室内空気中の化学物質の濃度測定および確認</td> <td>※24時間測定 ○()時間測定 延べ()箇所 (1) 測定対象室および各室測定箇所数 ※図示 ○() (2) 測定対象物質 ※室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン(学校の場合はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、スチレン、エチルベンゼン) 測定はハット型採取機器により行う。測定条件等は、監督職員の指示による。 測定対象物質の濃度を測定し、報告する。</td> </tr> <tr> <td>●電気工作物の種類</td> <td>※事業用電気工作物 ○一般用電気工作物</td> </tr> <tr> <td>○電気保安技術者</td> <td>標準仕様書または改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。</td> </tr> <tr> <td>●品質管理</td> <td>標準仕様書第1編1.3.4または改修標準仕様書第1編1.3.4による。</td> </tr> <tr> <td>●施工中の安全確保および環境保全</td> <td>施工中の安全確保および環境保全は標準仕様書第1編1.3.5および1.3.8または改修標準仕様書第1編1.3.5および1.3.9による。</td> </tr> <tr> <td>●火気の取り扱い</td> <td>改修標準仕様書第1編1.3.6による。</td> </tr> <tr> <td>●施工調査</td> <td>施工計画調査は、改修標準仕様書第1編1.5.1および第2編2.1.1による。 事前調査の内容は次による。 調査項目 改修対象建物および同建物内設備配管・配線等・屋外設備配管等埋設物調査範囲 本工事で取り合いのある範囲および本工事の施工により影響が及ぶ範囲 調査方法 スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による ○改修範囲の既存機器絶縁油へのPCB混入の有無について調査し、監督職員に報告する。 ○型式調査 ○照明器具安定器 ○変圧器 ○高圧コンパネ ○高圧リフト台 ○交流遮断器 ○絶縁分析調査 変圧器台 高圧コンパネ台 高圧リフト台 交流遮断器台 分析は「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」により行う。 分析機関による分析費用は本工事とする。</td> </tr> <tr> <td>○埋設物等</td> <td>標準仕様書または改修標準仕様書によるほか、下記による。 施工前に当該工事に係る地中埋設物等(建物または既設コンクリート内の既設配管・配線も含む)について事前調査を行う。既設構造物の位置および既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法および試験掘方法を監督職員と協議する。</td> </tr> <tr> <td>●非破壊調査</td> <td>はつりおよび穴開け、あと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。 施工場所以外を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管等の位置に表出しを行う。 放射線透過検査については、監督職員の指示による。</td> </tr> <tr> <td>●工法等の提案</td> <td>工法等の提案は、標準仕様書第1編1.5.6または改修標準仕様書第1編1.6.7による。</td> </tr> <tr> <td>●工費用電力・水・その他</td> <td>(1) 本工事に必要な工費用電力、水等の費用 ※含む ○含まない (2) 本電源受電後、引き渡しまでの電気料金 ※含む ○含まない (水道料金およびガス料金と同様とする。ただし、増設工事にあつては増加分)</td> </tr> <tr> <td>●工事負担金等</td> <td>下記の費用を()含む ※含まない ○電力引込負担金()円 ○変電所建設負担金()円 ○CATV加入料金()円</td> </tr> <tr> <td>●現場表示板</td> <td>地域住民への工事に関する情報提供のため、現場表示板を設ける。表示板には、県内間伐材を使用し、工事名称、発注者名、受注者名、連絡先等を簡明に示す。</td> </tr> <tr> <td>●工事用仮設物</td> <td>構内につくることが ※できる ○できない</td> </tr> <tr> <td>●足場・作業構台</td> <td>別契約の関係受注者が設置したものは、無償で使用できる。 ※ 本工事で設ける場合は改修標準仕様書第1編2.2.2によるほか、足場の設置においては、「手すり先行工法」による足場の組立て等に関する基準(における2の(2)手すり設置方式または(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場 ※A種・B種・C種・D種 ○E種(単管足場) ○F種(くさび緊結式足場) ○G種(枠組足場) 外部足場 ○A種(枠組足場) ○B種(くさび緊結式足場) ○C種(単管足場) ※D種・E種 ○F種(高所作業車) なお、単管足場、枠組足場の設置場所は図示または監督職員の指示による。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">一般事項</td> <td>○仮設間仕切り</td> <td>屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。</td> </tr> <tr> <td>●養生</td> <td>標準仕様書第1編1.3.10または改修標準仕様書第1編第1章第7節による。 既存部分の養生 ※行う ○行わない 養生の方法 ※改修標準仕様書による() 固定された備品、机・ロッカー等移動・復旧 ○行う 数量等() ※行わない</td> </tr> <tr> <td>●後片付け</td> <td>標準仕様書第1編1.3.11または改修標準仕様書第1編1.3.11による。</td> </tr> <tr> <td>●撤去</td> <td>撤去を行う場合は、改修標準仕様書第1編第1章第8節によるほか、次による。 工作物撤去後の補修は(※モルタル補修 ○)とする。</td> </tr> <tr> <td>●再使用機材</td> <td>取外し后再使用する機材は、清掃を行い、絶縁状態を確認後に取付けるほか、改修標準仕様書第1編1.4.3による。なお照明器具等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして十分清掃を行う。</td> </tr> <tr> <td>●発生材の処理等</td> <td>(1) 標準仕様書第1編1.3.9または改修標準仕様書第1編第1章第9節による。 引き渡しを要するもの ※なし ○あり (○金属類 ○鉛類 ○電線、ケーブル ○機器類 ○) 家電リサイクル法による処分を要するもの ○なし ○あり(図示) (2) 特別管理産業廃棄物 ※無 ○有(○PCB含有機器 ○掘置鉛蓄電池(腐酸) ○廃油 ○) (運搬および処分費は ○本工事(PCB含有機器を除く) ○別途) PCBを含有する電気機器等は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」によるほか、PCBが流出しない保管容器に収納し、建物管理者に引渡す。 (3) 放射線物質を含むイオン化式感知器 ※無 ○有(運搬・処分費は ※本工事 ○別途) 製造業者または販売業者に回収を委託する。 (4) 六ふっ化硫黄(SF6)ガス ※無 ○有(運搬・処分費は ※本工事 ○別途) ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、変電機器に含まれるSF6ガスは、製造者又はガス回収業者へ回収を委託し、再利用または再資源化する。 (5) ボード等内外装材の撤去後には、アスベスト含有建材とみなして必要な対策を講じた上、適切に処分すること。 (6) 上記以外のものについては関係法令に従い適切に処理する。</td> </tr> <tr> <td>○建設発塵土の処分</td> <td>※構外搬出適切処理(※運搬・処分費を含む) ○処分地: ○構内指示の場所に敷きならし ○構内指示の場所にたい積 ○現場説明書による</td> </tr> <tr> <td>●環境への配慮</td> <td>(1) 「排出生ガス対策型建設機械指定要領」および「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省)による排出生ガス対策型および低騒音型建設機械を使用する。 (2) 発生材の処理等 再資源化を図るもの ○蛍光灯ランプ、H I Dランプ ○小型二次電池 ○金属類 ○建設汚泥 ○アスファルト・コンクリート塊 ○コンクリート塊 ○建設発生木材 (3) 再生資源の利用 ※再生クラッシュラン ※再生アスファルト合材 4) 提出書類 以下の書類について、提出用ファイル(電子データ)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用(計画・実施)書 ② 再生資源利用促進(計画・実施)書</td> </tr> <tr> <td>○グリーン購入調達記録表の提出</td> <td>資材、工法、建設機械において、工事の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月2日策定)」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績を記録した「公共工事に係るグリーン購入調達記録表」を監督職員に提出する。</td> </tr> <tr> <td>●情報共有システム</td> <td>※利用しない (ただし、受注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承諾する。) ○利用する (情報共有システム運用ガイドライン(案)福井県版を基に、福井県仕様システムに登録し利用すること。)</td> </tr> <tr> <td>●電子納品</td> <td>(1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品は、「電子納品の手引き(案)福井県版」(以下「要領等」という。)に基づいて行う。 (2) 成果品は「要領等」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で2部提出する。 電子成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施したうえで提出する。 (4) 完成検査までに(公財)福井県建設技術公社に電子納品保管管理システムの登録料を支払い、完成検査終了後、正を監督職員に副を(公財)福井県建設技術公社に提出する。</td> </tr> <tr> <td>●電子納品の対象</td> <td>工事関係資料のうち電子納品の対象とする納品資料を下表に示す。 詳細については、「電子納品の手引き(案)福井県版」による。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フォルダ名称</th> <th>資料大分類</th> <th>ファイル形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PLAN</td> <td>施工計画書</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>SCHEDULE</td> <td>工程表</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>MEET</td> <td>打合せ簿</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>MATERIAL</td> <td>機材関係資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>PROCESS</td> <td>施工関係資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>INSPCT</td> <td>検査関係資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>SALVAGE</td> <td>発生材関係資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>DRAWINGF</td> <td>完成図</td> <td>※SXf(sfc)形式および※JW-CAD形式</td> </tr> <tr> <td>MAINT</td> <td>保全に関する資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>OTHRs</td> <td>契約関係資料</td> <td>※PDF形式(注1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施工図</td> <td>※SXf(sfc)形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>完成写真</td> <td>JPEG形式(注3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事実績情報</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事の一時中止</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工期の変更</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化財その他埋蔵物</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(注4) 工事写真</td> <td>JPEG形式(100万画素程度)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>注1:元請・下請関係届出書、現場指示書は契約関係資料に入れる。それ以外については手引きによる。 注2:ファイル形式は上表による。これによれない場合は監督職員と協議する。 注3:完成写真は電子画像の他、[○四つ切 ○キャブレ版]のプリントを()部提出する。 注4:フォルダ構成など、「営繕工事写真撮影要領平成31年版」(国土交通大臣官房官庁営繕部)によるほか、監督職員の指示による。ただし画像データの編集はファイル名のみとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">共通項目</td> <td>○アンカーボルトのナット用合成樹脂製キャップ</td> <td>屋外設置機器のアンカーボルトのナット部分には、合成樹脂製キャップをかぶせる。</td> </tr> <tr> <td>○適用区分</td> <td>建築基準法に基づき定められた風速および地表面相度区分Ⅴ。(○3.0 ○3.2 ○3.4) 地表面相度区分(○I ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ) 条列により定められた積雪荷重 垂直積雪量 c m 単位荷重 N / c m ² m 2</td> </tr> <tr> <td>○風圧力の検討</td> <td>建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力(耐風力)検討(計算)書を監督職員に提出する。なお、検討(計算)範囲には、それぞれの取付部分を含めるものとする。 ○受風部システムおよび引下げ導線システム ○太陽光発電装置 ○風力発電装置 ○テレビ共同受信アンテナおよびアンテナmast ○</td> </tr> <tr> <td>●防火区画貫通部等の処理</td> <td>(1) 電線等が防火区画または防火上主要な間仕切りを貫通する場合には、関係法令(建築基準法施行令第112条、第114条、第129条の2の5)に従うほか、標準仕様書第2編2.1.10および2.1.11または改修標準仕様書第2編2.1.11および2.1.12により、適切な措置を行う。 (2) 大臣認定を受けた工法で施工する場合は、認定書の写しを提出し、監督職員の承諾を受けるとともに、認定工法の表示を行う。</td> </tr> <tr> <td>●はつりおよび穴開け</td> <td>はつりおよび穴開けを行う場合は、改修標準仕様書第1編第2章第11節によるものとし、既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用し、モルタル等を充て込んで補修する。</td> </tr> <tr> <td>●電線 ●電線類</td> <td>特記なきものはEM-I Eとする。 EM電線、EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハログンおよび鉛を含まない材料で構成されたものとする。</td> </tr> <tr> <td>●機器内配線等</td> <td>下記の機器内配線およびケーブルには、EM電線およびEMケーブルを使用する。ただし、高圧主回路配線はこの限りでない。 分電盤 ○A盤 実験盤 開閉器箱 制御盤 キュービクル式配電盤 直流電源装置 交流無停電電源装置(簡易型を除く)</td> </tr> <tr> <td>●ケーブル配線</td> <td>ケーブル配線の場合、接地線は原則としてケーブルの芯線数を追加して利用する。ただし、幹線は除く。原則として専用の支持材での支持とするが、改修工事等これによれない場合は監督職員の承諾を受ける。</td> </tr> <tr> <td>●完成時の提出図書等</td> <td>(1) 標準仕様書および改修標準仕様書による完成図書を作成し、監督職員に提出する。 電子納品によるほか、提出部数および作成様式等は下記のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種類</th> <th rowspan="2">原 因</th> <th rowspan="2">製 本</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>※変更設計図</th> <th>1部</th> <th>—</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※完成図書</td> <td>1部</td> <td>(注2)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※保全に関する資料</td> <td>—</td> <td>2部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○長期保全計画書</td> <td>—</td> <td>2部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>○設計図</td> <td>○設計図 A1の白焼きを()部、A3の白焼きを()部製本し提出する。</td> </tr> <tr> <td>●著作権等</td> <td>当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 受注者は「県有施設一年点検実施要領」に基づき一年点検を実施し、報告書を提出する。 施工上の瑕疵による不良箇所があれば改修する。</td> </tr> <tr> <td>○一年点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●耐震施工</td> <td>設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人 建築研究所監修)により、基礎、架台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基礎施工要領は標準図(機械設備工事編)(施工25～29)による。 (1) 設計用水平震度</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">●特定の施設</th> <th colspan="2">○一般の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>重要機器・水槽</td> <td>一般機器・水槽</td> <td>重要機器・水槽</td> <td>一般機器・水槽</td> </tr> <tr> <td>上層階</td> <td>2.0(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.0(1.5)</td> </tr> <tr> <td>屋上および塔屋</td> <td><2.0</td> <td><1.5</td> <td><1.5</td> <td><1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>0.6(1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td><1.5</td> <td><1.0</td> <td><1.0</td> <td><0.6</td> </tr> <tr> <td>および地下階</td> <td>1.0(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.4(0.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><1.5</td> <td><1.0</td> <td><1.0</td> <td><0.6</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>注1()内の数値は防振支持の機器の場合、<>の数値は水槽類に適用する。 2 重要機器(水槽類)は、下記による。(水槽類にはオイルタンク等を含む。) ●配電盤 ○直流電源装置 ○非常用発電装置 ○交換機 ○電算用電源 ○UPS装置 ○自動火災報知設備 ○防災設備 ○監視制御装置 ○危険物貯蔵装置 ○火を使用する設備 ○避難経路上に設置する機器 ○ 3 上層階の定義は、次による。 6階建以下の場合是最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階 (2) 設計用鉛直震度 設計用鉛直震度は設計用水平震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</td> </tr> <tr> <td>○建物への配管 引込部の耐震処置 ●あと施工アンカー</td> <td>地震変位への対応 想定沈下量 ※小規模0.2m以下 ○中規模0.6m以下 ○大規模1.0m以下 新規に作成する基礎・構造体に設備を設置する場合には、原則としてあと施工アンカーは使用してはならない。 配管、機器等の吊り下げ用アンカーには接着系アンカーを使用してはならない。 施工後確認試験を行う。ただし、吊りボルト用アンカー等軽微なもの監監督職員との協議により省略することができる。 試験方法 国土交通大臣官房官庁営繕部の公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)8.12.7による。 監督職員との協議による。</td> </tr> <tr> <td>○確認項目</td> <td>確認強度</td> </tr> <tr> <td>○図面関係</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				棟名称	構造	階数	延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考	A:交流センター	RC造	3階	3352.39	7項	学校		B:							C:							D:							棟別および屋外	適用区分				屋外	A	B	C	D	電気設備	●	○	○	○		動力設備	●	○	○	○		電熱設備	○	○	○	○	○	電保護設備	○	○	○	○		受変電設備	○	○	○	○	○	電力貯蔵設備	○	○	○	○		発電設備	○	○	○	○		構内情報通信網設備	○	○	○	○		構内交換設備	○	○	○	○		情報表示設備	○	○	○	○		映像・音響設備	○	○	○	○		拡声設備	○	○	○	○		誘導支援設備	○	○	○	○		テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○	テレビ電波障害防除設備	○	○	○	○	○	監視カメラ設備	○	○	○	○		駐車管理設備	○	○	○	○		防犯・入退室管理設備	○	○	○	○		火災報知設備	○	○	○	○		中央監視制御設備	○	○	○	○		撤去工事	●	○	○	○	○	構内配電線路	(外灯設備も含む)					構内通信線路					○	章	項目	特記事項	一般事項	●施工条件	現場説明書による。	●事務処理	福井県営繕工事監督事務処理要領による。	○近接工事の间接費等	密接に関係のある同一工事区内の追加工事(同一工種とは限らない)を現工事と同一施工業者が落札した場合は、両工事を合算したもので落札後調整を行う。	●施工計画書	標準仕様書第1編1.2.2により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。	●施工体制の確保	建設業法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。 (1) 提出書類 1 施工体制台帳および施工体系図の写し 2 工事担当技術者台帳の写し 監督技術者および主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。 3 工事元請・下請関係者届出書 該当なき場合はその旨を記入し提出する。 (2) 工事実績情報の登録(工事請負代金額が500万円以上の工事) 工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、工事の受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、期限内に登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録完了後は「登録内容確認書」をただちに監督職員に提出しなければならない。 (3) 名札の着用 監督技術者および主任技術者(下請負を含む)および元請業者の専門技術者は、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が記載された名札を着用する。	●官公署への手続き	工事に必要な官公署等への手続きは標準仕様書第1編1.1.3又は改修標準仕様書第1編1.1.3による。官公署等への諸手続および費用は受注者の負担とする。	●主任技術者等の資格	別に示す公告等による。	●下請負人の選定	下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。(福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱第7条)	●公共事業労務費調査	公共事業労務費調査の対象工事となった場合(工期経過後も同様)には、調査票の記入等について必要な協力を行う。	一般事項	●工費用材の選定	工費用材や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中からの調達および県産品の活用に努める。また工事完成時に県産品使用実績報告書を監督職員に提出する。本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 また、設備機材等の製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 (1) 品質および性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 生産施設および品質の管理が適切に行われていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。 (5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。	●設備機材等	標準仕様書または改修標準仕様書による。 ○工事成績評定の対象(工事成績評定要領第2条) ○規格品交換工事 ○部品交換工事(オーパホール含む) ○その他	○化学物質を放散させる建築材料等の使用制限	本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質および性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエテルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチルエステル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料がない場合は、第三種のものを使用するものとする。また、「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。	ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料	規制対象外	① J I SおよびJ A SのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品	第三種	① J I SおよびJ A SのF☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ③ 建築基準法施工令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品	○室内空気中の化学物質の濃度測定および確認	※24時間測定 ○()時間測定 延べ()箇所 (1) 測定対象室および各室測定箇所数 ※図示 ○() (2) 測定対象物質 ※室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン(学校の場合はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、スチレン、エチルベンゼン) 測定はハット型採取機器により行う。測定条件等は、監督職員の指示による。 測定対象物質の濃度を測定し、報告する。	●電気工作物の種類	※事業用電気工作物 ○一般用電気工作物	○電気保安技術者	標準仕様書または改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。	●品質管理	標準仕様書第1編1.3.4または改修標準仕様書第1編1.3.4による。	●施工中の安全確保および環境保全	施工中の安全確保および環境保全は標準仕様書第1編1.3.5および1.3.8または改修標準仕様書第1編1.3.5および1.3.9による。	●火気の取り扱い	改修標準仕様書第1編1.3.6による。	●施工調査	施工計画調査は、改修標準仕様書第1編1.5.1および第2編2.1.1による。 事前調査の内容は次による。 調査項目 改修対象建物および同建物内設備配管・配線等・屋外設備配管等埋設物調査範囲 本工事で取り合いのある範囲および本工事の施工により影響が及ぶ範囲 調査方法 スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による ○改修範囲の既存機器絶縁油へのPCB混入の有無について調査し、監督職員に報告する。 ○型式調査 ○照明器具安定器 ○変圧器 ○高圧コンパネ ○高圧リフト台 ○交流遮断器 ○絶縁分析調査 変圧器台 高圧コンパネ台 高圧リフト台 交流遮断器台 分析は「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」により行う。 分析機関による分析費用は本工事とする。	○埋設物等	標準仕様書または改修標準仕様書によるほか、下記による。 施工前に当該工事に係る地中埋設物等(建物または既設コンクリート内の既設配管・配線も含む)について事前調査を行う。既設構造物の位置および既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法および試験掘方法を監督職員と協議する。	●非破壊調査	はつりおよび穴開け、あと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。 施工場所以外を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管等の位置に表出しを行う。 放射線透過検査については、監督職員の指示による。	●工法等の提案	工法等の提案は、標準仕様書第1編1.5.6または改修標準仕様書第1編1.6.7による。	●工費用電力・水・その他	(1) 本工事に必要な工費用電力、水等の費用 ※含む ○含まない (2) 本電源受電後、引き渡しまでの電気料金 ※含む ○含まない (水道料金およびガス料金と同様とする。ただし、増設工事にあつては増加分)	●工事負担金等	下記の費用を()含む ※含まない ○電力引込負担金()円 ○変電所建設負担金()円 ○CATV加入料金()円	●現場表示板	地域住民への工事に関する情報提供のため、現場表示板を設ける。表示板には、県内間伐材を使用し、工事名称、発注者名、受注者名、連絡先等を簡明に示す。	●工事用仮設物	構内につくることが ※できる ○できない	●足場・作業構台	別契約の関係受注者が設置したものは、無償で使用できる。 ※ 本工事で設ける場合は改修標準仕様書第1編2.2.2によるほか、足場の設置においては、「手すり先行工法」による足場の組立て等に関する基準(における2の(2)手すり設置方式または(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場 ※A種・B種・C種・D種 ○E種(単管足場) ○F種(くさび緊結式足場) ○G種(枠組足場) 外部足場 ○A種(枠組足場) ○B種(くさび緊結式足場) ○C種(単管足場) ※D種・E種 ○F種(高所作業車) なお、単管足場、枠組足場の設置場所は図示または監督職員の指示による。	一般事項	○仮設間仕切り	屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。	●養生	標準仕様書第1編1.3.10または改修標準仕様書第1編第1章第7節による。 既存部分の養生 ※行う ○行わない 養生の方法 ※改修標準仕様書による() 固定された備品、机・ロッカー等移動・復旧 ○行う 数量等() ※行わない	●後片付け	標準仕様書第1編1.3.11または改修標準仕様書第1編1.3.11による。	●撤去	撤去を行う場合は、改修標準仕様書第1編第1章第8節によるほか、次による。 工作物撤去後の補修は(※モルタル補修 ○)とする。	●再使用機材	取外し后再使用する機材は、清掃を行い、絶縁状態を確認後に取付けるほか、改修標準仕様書第1編1.4.3による。なお照明器具等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして十分清掃を行う。	●発生材の処理等	(1) 標準仕様書第1編1.3.9または改修標準仕様書第1編第1章第9節による。 引き渡しを要するもの ※なし ○あり (○金属類 ○鉛類 ○電線、ケーブル ○機器類 ○) 家電リサイクル法による処分を要するもの ○なし ○あり(図示) (2) 特別管理産業廃棄物 ※無 ○有(○PCB含有機器 ○掘置鉛蓄電池(腐酸) ○廃油 ○) (運搬および処分費は ○本工事(PCB含有機器を除く) ○別途) PCBを含有する電気機器等は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」によるほか、PCBが流出しない保管容器に収納し、建物管理者に引渡す。 (3) 放射線物質を含むイオン化式感知器 ※無 ○有(運搬・処分費は ※本工事 ○別途) 製造業者または販売業者に回収を委託する。 (4) 六ふっ化硫黄(SF6)ガス ※無 ○有(運搬・処分費は ※本工事 ○別途) ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、変電機器に含まれるSF6ガスは、製造者又はガス回収業者へ回収を委託し、再利用または再資源化する。 (5) ボード等内外装材の撤去後には、アスベスト含有建材とみなして必要な対策を講じた上、適切に処分すること。 (6) 上記以外のものについては関係法令に従い適切に処理する。	○建設発塵土の処分	※構外搬出適切処理(※運搬・処分費を含む) ○処分地: ○構内指示の場所に敷きならし ○構内指示の場所にたい積 ○現場説明書による	●環境への配慮	(1) 「排出生ガス対策型建設機械指定要領」および「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省)による排出生ガス対策型および低騒音型建設機械を使用する。 (2) 発生材の処理等 再資源化を図るもの ○蛍光灯ランプ、H I Dランプ ○小型二次電池 ○金属類 ○建設汚泥 ○アスファルト・コンクリート塊 ○コンクリート塊 ○建設発生木材 (3) 再生資源の利用 ※再生クラッシュラン ※再生アスファルト合材 4) 提出書類 以下の書類について、提出用ファイル(電子データ)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用(計画・実施)書 ② 再生資源利用促進(計画・実施)書	○グリーン購入調達記録表の提出	資材、工法、建設機械において、工事の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月2日策定)」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績を記録した「公共工事に係るグリーン購入調達記録表」を監督職員に提出する。	●情報共有システム	※利用しない (ただし、受注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承諾する。) ○利用する (情報共有システム運用ガイドライン(案)福井県版を基に、福井県仕様システムに登録し利用すること。)	●電子納品	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品は、「電子納品の手引き(案)福井県版」(以下「要領等」という。)に基づいて行う。 (2) 成果品は「要領等」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で2部提出する。 電子成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施したうえで提出する。 (4) 完成検査までに(公財)福井県建設技術公社に電子納品保管管理システムの登録料を支払い、完成検査終了後、正を監督職員に副を(公財)福井県建設技術公社に提出する。	●電子納品の対象	工事関係資料のうち電子納品の対象とする納品資料を下表に示す。 詳細については、「電子納品の手引き(案)福井県版」による。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>フォルダ名称</th> <th>資料大分類</th> <th>ファイル形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PLAN</td> <td>施工計画書</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>SCHEDULE</td> <td>工程表</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>MEET</td> <td>打合せ簿</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>MATERIAL</td> <td>機材関係資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>PROCESS</td> <td>施工関係資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>INSPCT</td> <td>検査関係資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>SALVAGE</td> <td>発生材関係資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>DRAWINGF</td> <td>完成図</td> <td>※SXf(sfc)形式および※JW-CAD形式</td> </tr> <tr> <td>MAINT</td> <td>保全に関する資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>OTHRs</td> <td>契約関係資料</td> <td>※PDF形式(注1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施工図</td> <td>※SXf(sfc)形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>完成写真</td> <td>JPEG形式(注3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事実績情報</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事の一時中止</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工期の変更</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化財その他埋蔵物</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(注4) 工事写真</td> <td>JPEG形式(100万画素程度)</td> </tr> </tbody> </table>	フォルダ名称	資料大分類	ファイル形式	PLAN	施工計画書	PDF形式	SCHEDULE	工程表	PDF形式	MEET	打合せ簿	PDF形式	MATERIAL	機材関係資料	PDF形式	PROCESS	施工関係資料	PDF形式	INSPCT	検査関係資料	PDF形式	SALVAGE	発生材関係資料	PDF形式	DRAWINGF	完成図	※SXf(sfc)形式および※JW-CAD形式	MAINT	保全に関する資料	PDF形式	OTHRs	契約関係資料	※PDF形式(注1)		施工図	※SXf(sfc)形式		完成写真	JPEG形式(注3)		工事実績情報	PDF形式		工事の一時中止	PDF形式		工期の変更	PDF形式		文化財その他埋蔵物	PDF形式		その他の資料	PDF形式		(注4) 工事写真	JPEG形式(100万画素程度)			注1:元請・下請関係届出書、現場指示書は契約関係資料に入れる。それ以外については手引きによる。 注2:ファイル形式は上表による。これによれない場合は監督職員と協議する。 注3:完成写真は電子画像の他、[○四つ切 ○キャブレ版]のプリントを()部提出する。 注4:フォルダ構成など、「営繕工事写真撮影要領平成31年版」(国土交通大臣官房官庁営繕部)によるほか、監督職員の指示による。ただし画像データの編集はファイル名のみとする。	共通項目	○アンカーボルトのナット用合成樹脂製キャップ	屋外設置機器のアンカーボルトのナット部分には、合成樹脂製キャップをかぶせる。	○適用区分	建築基準法に基づき定められた風速および地表面相度区分Ⅴ。(○3.0 ○3.2 ○3.4) 地表面相度区分(○I ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ) 条列により定められた積雪荷重 垂直積雪量 c m 単位荷重 N / c m ² m 2	○風圧力の検討	建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力(耐風力)検討(計算)書を監督職員に提出する。なお、検討(計算)範囲には、それぞれの取付部分を含めるものとする。 ○受風部システムおよび引下げ導線システム ○太陽光発電装置 ○風力発電装置 ○テレビ共同受信アンテナおよびアンテナmast ○	●防火区画貫通部等の処理	(1) 電線等が防火区画または防火上主要な間仕切りを貫通する場合には、関係法令(建築基準法施行令第112条、第114条、第129条の2の5)に従うほか、標準仕様書第2編2.1.10および2.1.11または改修標準仕様書第2編2.1.11および2.1.12により、適切な措置を行う。 (2) 大臣認定を受けた工法で施工する場合は、認定書の写しを提出し、監督職員の承諾を受けるとともに、認定工法の表示を行う。	●はつりおよび穴開け	はつりおよび穴開けを行う場合は、改修標準仕様書第1編第2章第11節によるものとし、既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用し、モルタル等を充て込んで補修する。	●電線 ●電線類	特記なきものはEM-I Eとする。 EM電線、EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハログンおよび鉛を含まない材料で構成されたものとする。	●機器内配線等	下記の機器内配線およびケーブルには、EM電線およびEMケーブルを使用する。ただし、高圧主回路配線はこの限りでない。 分電盤 ○A盤 実験盤 開閉器箱 制御盤 キュービクル式配電盤 直流電源装置 交流無停電電源装置(簡易型を除く)	●ケーブル配線	ケーブル配線の場合、接地線は原則としてケーブルの芯線数を追加して利用する。ただし、幹線は除く。原則として専用の支持材での支持とするが、改修工事等これによれない場合は監督職員の承諾を受ける。	●完成時の提出図書等	(1) 標準仕様書および改修標準仕様書による完成図書を作成し、監督職員に提出する。 電子納品によるほか、提出部数および作成様式等は下記のとおりとする。			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種類</th> <th rowspan="2">原 因</th> <th rowspan="2">製 本</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>※変更設計図</th> <th>1部</th> <th>—</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※完成図書</td> <td>1部</td> <td>(注2)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※保全に関する資料</td> <td>—</td> <td>2部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○長期保全計画書</td> <td>—</td> <td>2部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種類		原 因	製 本	備 考	※変更設計図	1部	—	—	※完成図書	1部	(注2)	—	—		※保全に関する資料	—	2部	—	—		○長期保全計画書	—	2部	—	—		○設計図	○設計図 A1の白焼きを()部、A3の白焼きを()部製本し提出する。	●著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 受注者は「県有施設一年点検実施要領」に基づき一年点検を実施し、報告書を提出する。 施工上の瑕疵による不良箇所があれば改修する。	○一年点検		●耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人 建築研究所監修)により、基礎、架台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基礎施工要領は標準図(機械設備工事編)(施工25～29)による。 (1) 設計用水平震度			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">●特定の施設</th> <th colspan="2">○一般の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>重要機器・水槽</td> <td>一般機器・水槽</td> <td>重要機器・水槽</td> <td>一般機器・水槽</td> </tr> <tr> <td>上層階</td> <td>2.0(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.0(1.5)</td> </tr> <tr> <td>屋上および塔屋</td> <td><2.0</td> <td><1.5</td> <td><1.5</td> <td><1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>0.6(1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td><1.5</td> <td><1.0</td> <td><1.0</td> <td><0.6</td> </tr> <tr> <td>および地下階</td> <td>1.0(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.4(0.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><1.5</td> <td><1.0</td> <td><1.0</td> <td><0.6</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	耐震安全性の分類				●特定の施設		○一般の施設			重要機器・水槽	一般機器・水槽	重要機器・水槽	一般機器・水槽	上層階	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)	屋上および塔屋	<2.0	<1.5	<1.5	<1.0	中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)	1階	<1.5	<1.0	<1.0	<0.6	および地下階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)		<1.5	<1.0	<1.0	<0.6			注1()内の数値は防振支持の機器の場合、<>の数値は水槽類に適用する。 2 重要機器(水槽類)は、下記による。(水槽類にはオイルタンク等を含む。) ●配電盤 ○直流電源装置 ○非常用発電装置 ○交換機 ○電算用電源 ○UPS装置 ○自動火災報知設備 ○防災設備 ○監視制御装置 ○危険物貯蔵装置 ○火を使用する設備 ○避難経路上に設置する機器 ○ 3 上層階の定義は、次による。 6階建以下の場合是最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階 (2) 設計用鉛直震度 設計用鉛直震度は設計用水平震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。	○建物への配管 引込部の耐震処置 ●あと施工アンカー	地震変位への対応 想定沈下量 ※小規模0.2m以下 ○中規模0.6m以下 ○大規模1.0m以下 新規に作成する基礎・構造体に設備を設置する場合には、原則としてあと施工アンカーは使用してはならない。 配管、機器等の吊り下げ用アンカーには接着系アンカーを使用してはならない。 施工後確認試験を行う。ただし、吊りボルト用アンカー等軽微なもの監監督職員との協議により省略することができる。 試験方法 国土交通大臣官房官庁営繕部の公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)8.12.7による。 監督職員との協議による。	○確認項目	確認強度	○図面関係	
棟名称	構造	階数	延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
A:交流センター	RC造	3階	3352.39	7項	学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
B:																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
C:																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
D:																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
棟別および屋外	適用区分				屋外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	A	B	C	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
電気設備	●	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
動力設備	●	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
電熱設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
電保護設備	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
受変電設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
電力貯蔵設備	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
発電設備	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
構内情報通信網設備	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
構内交換設備	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
情報表示設備	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
映像・音響設備	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
拡声設備	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
誘導支援設備	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
テレビ電波障害防除設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
監視カメラ設備	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
駐車管理設備	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
火災報知設備	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
中央監視制御設備	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
撤去工事	●	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
構内配電線路	(外灯設備も含む)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
構内通信線路					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
章	項目	特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
一般事項	●施工条件	現場説明書による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●事務処理	福井県営繕工事監督事務処理要領による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	○近接工事の间接費等	密接に関係のある同一工事区内の追加工事(同一工種とは限らない)を現工事と同一施工業者が落札した場合は、両工事を合算したもので落札後調整を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●施工計画書	標準仕様書第1編1.2.2により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●施工体制の確保	建設業法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。 (1) 提出書類 1 施工体制台帳および施工体系図の写し 2 工事担当技術者台帳の写し 監督技術者および主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。 3 工事元請・下請関係者届出書 該当なき場合はその旨を記入し提出する。 (2) 工事実績情報の登録(工事請負代金額が500万円以上の工事) 工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、工事の受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、期限内に登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録完了後は「登録内容確認書」をただちに監督職員に提出しなければならない。 (3) 名札の着用 監督技術者および主任技術者(下請負を含む)および元請業者の専門技術者は、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が記載された名札を着用する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●官公署への手続き	工事に必要な官公署等への手続きは標準仕様書第1編1.1.3又は改修標準仕様書第1編1.1.3による。官公署等への諸手続および費用は受注者の負担とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●主任技術者等の資格	別に示す公告等による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●下請負人の選定	下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。(福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱第7条)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●公共事業労務費調査	公共事業労務費調査の対象工事となった場合(工期経過後も同様)には、調査票の記入等について必要な協力を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	一般事項	●工費用材の選定	工費用材や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中からの調達および県産品の活用に努める。また工事完成時に県産品使用実績報告書を監督職員に提出する。本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 また、設備機材等の製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 (1) 品質および性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 生産施設および品質の管理が適切に行われていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。 (5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
●設備機材等		標準仕様書または改修標準仕様書による。 ○工事成績評定の対象(工事成績評定要領第2条) ○規格品交換工事 ○部品交換工事(オーパホール含む) ○その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
○化学物質を放散させる建築材料等の使用制限		本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質および性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエテルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチルエステル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料がない場合は、第三種のものを使用するものとする。また、「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ホルムアルデヒドの放散量		該当する建築材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
規制対象外		① J I SおよびJ A SのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第三種		① J I SおよびJ A SのF☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ③ 建築基準法施工令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
○室内空気中の化学物質の濃度測定および確認		※24時間測定 ○()時間測定 延べ()箇所 (1) 測定対象室および各室測定箇所数 ※図示 ○() (2) 測定対象物質 ※室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン(学校の場合はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、スチレン、エチルベンゼン) 測定はハット型採取機器により行う。測定条件等は、監督職員の指示による。 測定対象物質の濃度を測定し、報告する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
●電気工作物の種類		※事業用電気工作物 ○一般用電気工作物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
○電気保安技術者		標準仕様書または改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
●品質管理		標準仕様書第1編1.3.4または改修標準仕様書第1編1.3.4による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
●施工中の安全確保および環境保全	施工中の安全確保および環境保全は標準仕様書第1編1.3.5および1.3.8または改修標準仕様書第1編1.3.5および1.3.9による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
●火気の取り扱い	改修標準仕様書第1編1.3.6による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
●施工調査	施工計画調査は、改修標準仕様書第1編1.5.1および第2編2.1.1による。 事前調査の内容は次による。 調査項目 改修対象建物および同建物内設備配管・配線等・屋外設備配管等埋設物調査範囲 本工事で取り合いのある範囲および本工事の施工により影響が及ぶ範囲 調査方法 スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による ○改修範囲の既存機器絶縁油へのPCB混入の有無について調査し、監督職員に報告する。 ○型式調査 ○照明器具安定器 ○変圧器 ○高圧コンパネ ○高圧リフト台 ○交流遮断器 ○絶縁分析調査 変圧器台 高圧コンパネ台 高圧リフト台 交流遮断器台 分析は「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」により行う。 分析機関による分析費用は本工事とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
○埋設物等	標準仕様書または改修標準仕様書によるほか、下記による。 施工前に当該工事に係る地中埋設物等(建物または既設コンクリート内の既設配管・配線も含む)について事前調査を行う。既設構造物の位置および既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法および試験掘方法を監督職員と協議する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
●非破壊調査	はつりおよび穴開け、あと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。 施工場所以外を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管等の位置に表出しを行う。 放射線透過検査については、監督職員の指示による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
●工法等の提案	工法等の提案は、標準仕様書第1編1.5.6または改修標準仕様書第1編1.6.7による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
●工費用電力・水・その他	(1) 本工事に必要な工費用電力、水等の費用 ※含む ○含まない (2) 本電源受電後、引き渡しまでの電気料金 ※含む ○含まない (水道料金およびガス料金と同様とする。ただし、増設工事にあつては増加分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
●工事負担金等	下記の費用を()含む ※含まない ○電力引込負担金()円 ○変電所建設負担金()円 ○CATV加入料金()円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
●現場表示板	地域住民への工事に関する情報提供のため、現場表示板を設ける。表示板には、県内間伐材を使用し、工事名称、発注者名、受注者名、連絡先等を簡明に示す。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
●工事用仮設物	構内につくることが ※できる ○できない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
●足場・作業構台	別契約の関係受注者が設置したものは、無償で使用できる。 ※ 本工事で設ける場合は改修標準仕様書第1編2.2.2によるほか、足場の設置においては、「手すり先行工法」による足場の組立て等に関する基準(における2の(2)手すり設置方式または(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場 ※A種・B種・C種・D種 ○E種(単管足場) ○F種(くさび緊結式足場) ○G種(枠組足場) 外部足場 ○A種(枠組足場) ○B種(くさび緊結式足場) ○C種(単管足場) ※D種・E種 ○F種(高所作業車) なお、単管足場、枠組足場の設置場所は図示または監督職員の指示による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
一般事項	○仮設間仕切り	屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●養生	標準仕様書第1編1.3.10または改修標準仕様書第1編第1章第7節による。 既存部分の養生 ※行う ○行わない 養生の方法 ※改修標準仕様書による() 固定された備品、机・ロッカー等移動・復旧 ○行う 数量等() ※行わない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●後片付け	標準仕様書第1編1.3.11または改修標準仕様書第1編1.3.11による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●撤去	撤去を行う場合は、改修標準仕様書第1編第1章第8節によるほか、次による。 工作物撤去後の補修は(※モルタル補修 ○)とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●再使用機材	取外し后再使用する機材は、清掃を行い、絶縁状態を確認後に取付けるほか、改修標準仕様書第1編1.4.3による。なお照明器具等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして十分清掃を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●発生材の処理等	(1) 標準仕様書第1編1.3.9または改修標準仕様書第1編第1章第9節による。 引き渡しを要するもの ※なし ○あり (○金属類 ○鉛類 ○電線、ケーブル ○機器類 ○) 家電リサイクル法による処分を要するもの ○なし ○あり(図示) (2) 特別管理産業廃棄物 ※無 ○有(○PCB含有機器 ○掘置鉛蓄電池(腐酸) ○廃油 ○) (運搬および処分費は ○本工事(PCB含有機器を除く) ○別途) PCBを含有する電気機器等は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」によるほか、PCBが流出しない保管容器に収納し、建物管理者に引渡す。 (3) 放射線物質を含むイオン化式感知器 ※無 ○有(運搬・処分費は ※本工事 ○別途) 製造業者または販売業者に回収を委託する。 (4) 六ふっ化硫黄(SF6)ガス ※無 ○有(運搬・処分費は ※本工事 ○別途) ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、変電機器に含まれるSF6ガスは、製造者又はガス回収業者へ回収を委託し、再利用または再資源化する。 (5) ボード等内外装材の撤去後には、アスベスト含有建材とみなして必要な対策を講じた上、適切に処分すること。 (6) 上記以外のものについては関係法令に従い適切に処理する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	○建設発塵土の処分	※構外搬出適切処理(※運搬・処分費を含む) ○処分地: ○構内指示の場所に敷きならし ○構内指示の場所にたい積 ○現場説明書による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●環境への配慮	(1) 「排出生ガス対策型建設機械指定要領」および「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省)による排出生ガス対策型および低騒音型建設機械を使用する。 (2) 発生材の処理等 再資源化を図るもの ○蛍光灯ランプ、H I Dランプ ○小型二次電池 ○金属類 ○建設汚泥 ○アスファルト・コンクリート塊 ○コンクリート塊 ○建設発生木材 (3) 再生資源の利用 ※再生クラッシュラン ※再生アスファルト合材 4) 提出書類 以下の書類について、提出用ファイル(電子データ)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用(計画・実施)書 ② 再生資源利用促進(計画・実施)書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	○グリーン購入調達記録表の提出	資材、工法、建設機械において、工事の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月2日策定)」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績を記録した「公共工事に係るグリーン購入調達記録表」を監督職員に提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●情報共有システム	※利用しない (ただし、受注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承諾する。) ○利用する (情報共有システム運用ガイドライン(案)福井県版を基に、福井県仕様システムに登録し利用すること。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
●電子納品	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品は、「電子納品の手引き(案)福井県版」(以下「要領等」という。)に基づいて行う。 (2) 成果品は「要領等」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で2部提出する。 電子成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施したうえで提出する。 (4) 完成検査までに(公財)福井県建設技術公社に電子納品保管管理システムの登録料を支払い、完成検査終了後、正を監督職員に副を(公財)福井県建設技術公社に提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
●電子納品の対象	工事関係資料のうち電子納品の対象とする納品資料を下表に示す。 詳細については、「電子納品の手引き(案)福井県版」による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>フォルダ名称</th> <th>資料大分類</th> <th>ファイル形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PLAN</td> <td>施工計画書</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>SCHEDULE</td> <td>工程表</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>MEET</td> <td>打合せ簿</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>MATERIAL</td> <td>機材関係資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>PROCESS</td> <td>施工関係資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>INSPCT</td> <td>検査関係資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>SALVAGE</td> <td>発生材関係資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>DRAWINGF</td> <td>完成図</td> <td>※SXf(sfc)形式および※JW-CAD形式</td> </tr> <tr> <td>MAINT</td> <td>保全に関する資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td>OTHRs</td> <td>契約関係資料</td> <td>※PDF形式(注1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施工図</td> <td>※SXf(sfc)形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>完成写真</td> <td>JPEG形式(注3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事実績情報</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事の一時中止</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工期の変更</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化財その他埋蔵物</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の資料</td> <td>PDF形式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(注4) 工事写真</td> <td>JPEG形式(100万画素程度)</td> </tr> </tbody> </table>	フォルダ名称	資料大分類	ファイル形式	PLAN	施工計画書	PDF形式	SCHEDULE	工程表	PDF形式	MEET	打合せ簿	PDF形式	MATERIAL	機材関係資料	PDF形式	PROCESS	施工関係資料	PDF形式	INSPCT	検査関係資料	PDF形式	SALVAGE	発生材関係資料	PDF形式	DRAWINGF	完成図	※SXf(sfc)形式および※JW-CAD形式	MAINT	保全に関する資料	PDF形式	OTHRs	契約関係資料	※PDF形式(注1)		施工図	※SXf(sfc)形式		完成写真	JPEG形式(注3)		工事実績情報	PDF形式		工事の一時中止	PDF形式		工期の変更	PDF形式		文化財その他埋蔵物	PDF形式		その他の資料	PDF形式		(注4) 工事写真	JPEG形式(100万画素程度)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
フォルダ名称	資料大分類	ファイル形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
PLAN	施工計画書	PDF形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
SCHEDULE	工程表	PDF形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
MEET	打合せ簿	PDF形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
MATERIAL	機材関係資料	PDF形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
PROCESS	施工関係資料	PDF形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
INSPCT	検査関係資料	PDF形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
SALVAGE	発生材関係資料	PDF形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
DRAWINGF	完成図	※SXf(sfc)形式および※JW-CAD形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
MAINT	保全に関する資料	PDF形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
OTHRs	契約関係資料	※PDF形式(注1)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	施工図	※SXf(sfc)形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	完成写真	JPEG形式(注3)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	工事実績情報	PDF形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	工事の一時中止	PDF形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	工期の変更	PDF形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	文化財その他埋蔵物	PDF形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	その他の資料	PDF形式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(注4) 工事写真	JPEG形式(100万画素程度)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		注1:元請・下請関係届出書、現場指示書は契約関係資料に入れる。それ以外については手引きによる。 注2:ファイル形式は上表による。これによれない場合は監督職員と協議する。 注3:完成写真は電子画像の他、[○四つ切 ○キャブレ版]のプリントを()部提出する。 注4:フォルダ構成など、「営繕工事写真撮影要領平成31年版」(国土交通大臣官房官庁営繕部)によるほか、監督職員の指示による。ただし画像データの編集はファイル名のみとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
共通項目	○アンカーボルトのナット用合成樹脂製キャップ	屋外設置機器のアンカーボルトのナット部分には、合成樹脂製キャップをかぶせる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	○適用区分	建築基準法に基づき定められた風速および地表面相度区分Ⅴ。(○3.0 ○3.2 ○3.4) 地表面相度区分(○I ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ) 条列により定められた積雪荷重 垂直積雪量 c m 単位荷重 N / c m ² m 2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	○風圧力の検討	建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力(耐風力)検討(計算)書を監督職員に提出する。なお、検討(計算)範囲には、それぞれの取付部分を含めるものとする。 ○受風部システムおよび引下げ導線システム ○太陽光発電装置 ○風力発電装置 ○テレビ共同受信アンテナおよびアンテナmast ○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●防火区画貫通部等の処理	(1) 電線等が防火区画または防火上主要な間仕切りを貫通する場合には、関係法令(建築基準法施行令第112条、第114条、第129条の2の5)に従うほか、標準仕様書第2編2.1.10および2.1.11または改修標準仕様書第2編2.1.11および2.1.12により、適切な措置を行う。 (2) 大臣認定を受けた工法で施工する場合は、認定書の写しを提出し、監督職員の承諾を受けるとともに、認定工法の表示を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●はつりおよび穴開け	はつりおよび穴開けを行う場合は、改修標準仕様書第1編第2章第11節によるものとし、既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用し、モルタル等を充て込んで補修する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	●電線 ●電線類	特記なきものはEM-I Eとする。 EM電線、EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハログンおよび鉛を含まない材料で構成されたものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
●機器内配線等	下記の機器内配線およびケーブルには、EM電線およびEMケーブルを使用する。ただし、高圧主回路配線はこの限りでない。 分電盤 ○A盤 実験盤 開閉器箱 制御盤 キュービクル式配電盤 直流電源装置 交流無停電電源装置(簡易型を除く)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
●ケーブル配線	ケーブル配線の場合、接地線は原則としてケーブルの芯線数を追加して利用する。ただし、幹線は除く。原則として専用の支持材での支持とするが、改修工事等これによれない場合は監督職員の承諾を受ける。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
●完成時の提出図書等	(1) 標準仕様書および改修標準仕様書による完成図書を作成し、監督職員に提出する。 電子納品によるほか、提出部数および作成様式等は下記のとおりとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種類</th> <th rowspan="2">原 因</th> <th rowspan="2">製 本</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>※変更設計図</th> <th>1部</th> <th>—</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※完成図書</td> <td>1部</td> <td>(注2)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※保全に関する資料</td> <td>—</td> <td>2部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○長期保全計画書</td> <td>—</td> <td>2部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種類		原 因	製 本	備 考	※変更設計図	1部	—	—	※完成図書	1部	(注2)	—	—		※保全に関する資料	—	2部	—	—		○長期保全計画書	—	2部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
区分	種類			原 因	製 本				備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	※変更設計図	1部	—			—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
※完成図書	1部	(注2)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
※保全に関する資料	—	2部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
○長期保全計画書	—	2部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
○設計図	○設計図 A1の白焼きを()部、A3の白焼きを()部製本し提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
●著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 受注者は「県有施設一年点検実施要領」に基づき一年点検を実施し、報告書を提出する。 施工上の瑕疵による不良箇所があれば改修する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
○一年点検																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
●耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人 建築研究所監修)により、基礎、架台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基礎施工要領は標準図(機械設備工事編)(施工25～29)による。 (1) 設計用水平震度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">●特定の施設</th> <th colspan="2">○一般の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>重要機器・水槽</td> <td>一般機器・水槽</td> <td>重要機器・水槽</td> <td>一般機器・水槽</td> </tr> <tr> <td>上層階</td> <td>2.0(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.0(1.5)</td> </tr> <tr> <td>屋上および塔屋</td> <td><2.0</td> <td><1.5</td> <td><1.5</td> <td><1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>0.6(1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td><1.5</td> <td><1.0</td> <td><1.0</td> <td><0.6</td> </tr> <tr> <td>および地下階</td> <td>1.0(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.4(0.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><1.5</td> <td><1.0</td> <td><1.0</td> <td><0.6</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	耐震安全性の分類				●特定の施設		○一般の施設			重要機器・水槽	一般機器・水槽	重要機器・水槽	一般機器・水槽	上層階	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)	屋上および塔屋	<2.0	<1.5	<1.5	<1.0	中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)	1階	<1.5	<1.0	<1.0	<0.6	および地下階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)		<1.5	<1.0	<1.0	<0.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
設置場所	耐震安全性の分類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	●特定の施設		○一般の施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	重要機器・水槽	一般機器・水槽	重要機器・水槽	一般機器・水槽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
上層階	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
屋上および塔屋	<2.0	<1.5	<1.5	<1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1階	<1.5	<1.0	<1.0	<0.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
および地下階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	<1.5	<1.0	<1.0	<0.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		注1()内の数値は防振支持の機器の場合、<>の数値は水槽類に適用する。 2 重要機器(水槽類)は、下記による。(水槽類にはオイルタンク等を含む。) ●配電盤 ○直流電源装置 ○非常用発電装置 ○交換機 ○電算用電源 ○UPS装置 ○自動火災報知設備 ○防災設備 ○監視制御装置 ○危険物貯蔵装置 ○火を使用する設備 ○避難経路上に設置する機器 ○ 3 上層階の定義は、次による。 6階建以下の場合是最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階 (2) 設計用鉛直震度 設計用鉛直震度は設計用水平震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
○建物への配管 引込部の耐震処置 ●あと施工アンカー	地震変位への対応 想定沈下量 ※小規模0.2m以下 ○中規模0.6m以下 ○大規模1.0m以下 新規に作成する基礎・構造体に設備を設置する場合には、原則としてあと施工アンカーは使用してはならない。 配管、機器等の吊り下げ用アンカーには接着系アンカーを使用してはならない。 施工後確認試験を行う。ただし、吊りボルト用アンカー等軽微なもの監監督職員との協議により省略することができる。 試験方法 国土交通大臣官房官庁営繕部の公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)8.12.7による。 監督職員との協議による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
○確認項目	確認強度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
○図面関係																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

■舞台照明設備 調光装置数量表

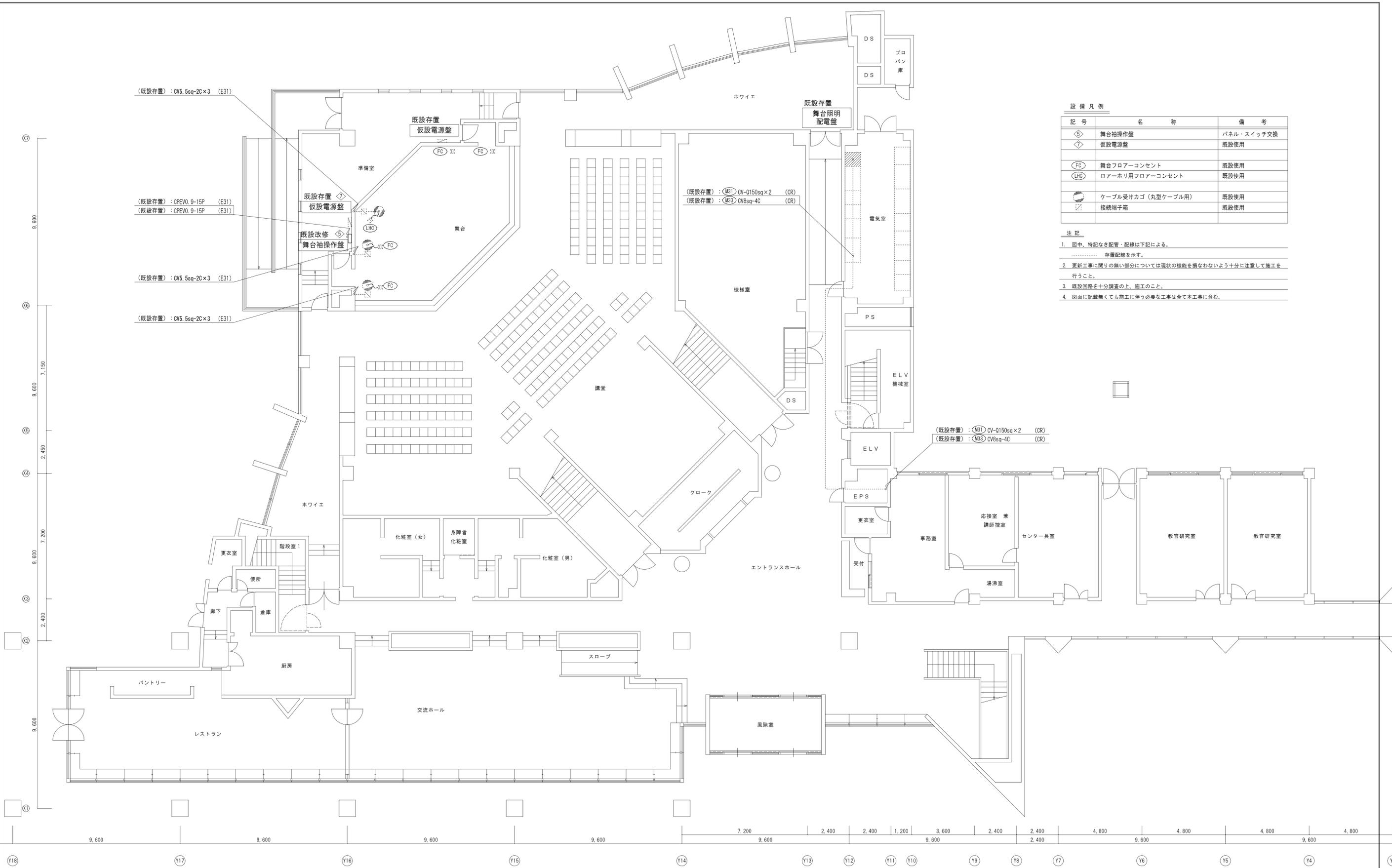
番号	名称	改修前設備内容		改修後設備内容		工事区分				備考	
		仕様	数量	仕様	数量	既設使用	既設改修	交換	新設		
1	主幹盤	入力 3φ4W 105V/182V 60Hz MCCB 4P 600AF/400AT × 1 (総主幹) 受電PL、給電PL × 1式 MCCB 4P 225AF/225AT × 1 (客席灯作業灯主幹) MCCB 4P 50AF/20AT × 1 (操作主幹) 他	1面								撤去
1	調光器盤	舞台用調光器 3kW × 32台 (MCCB付) 客席用調光器 6kW × 11台 (MCCB付) MCCB 1P 50AF/20AT × 3 (直回路) MCCB 1P 50AF/30AT × 33 (客席負荷SW) DT 1P 60A × 11 (客席直調切替SW) 作業灯制御ユニット × 1式 シリアルインターフェースユニット × 1式 空冷ファン × 1式 他	1式								撤去
2	主幹調光器盤			入力 3φ4W 105V/182V 60Hz MCCB 4P 400AF/400AT × 1 (主幹) 受電PL、給電PL × 1式 MCCB 2P 50AF/30AT × 3 (直回路) MCCB 2P 50AF/30AT × 9 (直回路) MCCB 2P 50AF/20AT × 41 (直回路) MCCB 2P 50AF/15AT × 2 (直回路) DMX信号スプリッタ × 1台 制御回路 × 1式 DMX-PWM信号変換器4系統出力 × 1台 冷却ファン × 1式 他	1式					○	PC FCx6、LHCx3 SL1x2、SL2x2、CLx4、客席x33 卓、持込卓
3	照明操作卓	記憶シーン数 250シーン メモリー操作部 × 1式 プリセットフェーダ操作部 (32ch) × 2段 フラッシュスイッチ × 32個 EDITフェーダ × 32本 EDIT/チェイスモニターPL × 32個 操作主幹キースイッチ × 1個 客席自動調光操作スイッチ × 2系統 (DL/低天DL) 作業灯スイッチ (客席用) × 1組 手元/遠方切替スイッチ × 1個 外部入力切替スイッチ × 1個 遠方用負荷選択スイッチ × 1個	1卓	コントロールCH: DIM 100:512 シーン記憶数 200シーン (10シーンx20ページ) フリーマスターフェーダ × 1本 メモリーマスターフェーダ × 1本 サブフェーダ (10本x20ページ) × 1式 フリーフェーダ (20本x5ページ) × 1式 記憶スイッチ × 1個 ページ/フェードタイム表示器 × 1式 ページ切替/タイム設定スイッチ × 1式 シーン再生スイッチ × 10個 液晶ディスプレイ × 1式 電源スイッチ × 1個 接続コネクタ × 1式 他 <オプション操作部> 作業灯スイッチ (舞台x1、客席x1) × 2組	1式				○	スタンド・接続コネクタケーブル付	
4	照明操作卓用コネクタボックス	照明操作卓用接続コネクタ × 1式	1面	照明操作卓用接続コネクタ × 1式	1面				○	パネル・コネクタ交換	
5	舞台袖操作盤	マスターフェーダ × 1本 フリーフェーダ × 10本 フリー/マスター切替スイッチ × 10個 客席自動調光操作スイッチ × 2系統 (DL/低天DL) 作業灯スイッチ (客席用) × 1組 他	1面	作業灯スイッチ (舞台x1、客席x1) × 2組	1面				○	パネル・スイッチ交換	
6	持込卓用コネクタボックス	平行接地極付15Aコンセント × 2個 DMX信号入力コネクタ × 1個	1面	同左 同左	1面				○	プレート奥に埋没したコンセントを再取付	
7	仮設電源盤	入力 3φ4W 105V/182V 60Hz MCCB 4P 50AF/50AT × 1 (主幹) 入力 3φ3W 200V 60Hz MCCB 3P 50AF/30AT × 1 (主幹) 受電PL × 1個 出力端子台 × 1式	2面	同左 同左 同左 同左 同左	2面				○	別途電源	



■舞台照明設備 器具姿図

<p>参考型番：BC-D01</p> <p>DMX信号出力コネクタ×1個</p>	<p>参考型番：FD1-20P</p> <p>※コンセント・パネル、内部配線交換</p>	<p>参考型番：WC-22</p> <p>※コンセント・パネル交換</p>	<p>参考型番：WC-D01P1</p> <p>DMX信号出力コネクタ×1個</p>	<p>参考型番：TB-DMX1</p> <p>DMX信号コネクタ付</p>
<p>パトン用DMX信号コネクタボックス</p>	<p>サスペンション・アッパー・ホリゾン用フライダクト</p>	<p>シーリングライト用コンセントボックス</p>	<p>シーリングライト用DMX信号コネクタボックス</p>	<p>接続端子箱 (DMX信号用)</p>
<p>参考型番：CSRL1.4-35/50</p> <p>引出方向</p>	<p>参考型番：LC-8</p>	<p>参考型番：LF-8</p>	<p>参考型番：SX-4Ⅱ</p>	<p>参考型番：DK2-2</p> <p>XLR 5ピンコネクタ付</p>
<p>ケーブルリール (DMX信号ケーブル用)</p>	<p>スポットライト LED 140W シャープエッジタイプ</p>	<p>スポットライト LED 140W フレネルタイプ</p>	<p>スポットライト LED 161W フラッドライトタイプ</p>	<p>延長ケーブル</p>
<p>参考型番：HG1</p>	<p>参考型番：NNQ35507-LD9</p> <p>LED<ワゴン> (一般) タイプ、調光範囲0~100% 3000K、Ra95、広角タイプ 器具光束8075lm、消費電力77.6W 光源寿命40000時間 (光束維持率95%) 反射板 (上部)：プラスチック (ホワイト) 反射板 (下部)：アルミ (銀色鏡面仕上) 枠：銅板 (ホワイトつや消し仕上)、埋込穴φ200</p>	<p>参考型番：NNQ35536-LD9</p> <p>LED<ワゴン> (一般) タイプ、調光範囲0~100% 3000K、Ra95、広角タイプ 器具光束3205lm、消費電力29.8W 光源寿命40000時間 (光束維持率85%) 反射板 (上部)：プラスチック (ホワイト) 反射板 (下部)：アルミ (銀色鏡面仕上) 枠：アルミダイカスト (ホワイトつや消し仕上)、埋込穴φ150</p>		
<p>ハンガー</p>	<p>LED客席ダウンライト 1000形</p>	<p>LED客席ダウンライト 350形</p>		

※器具の形状及び寸法は参考とする。

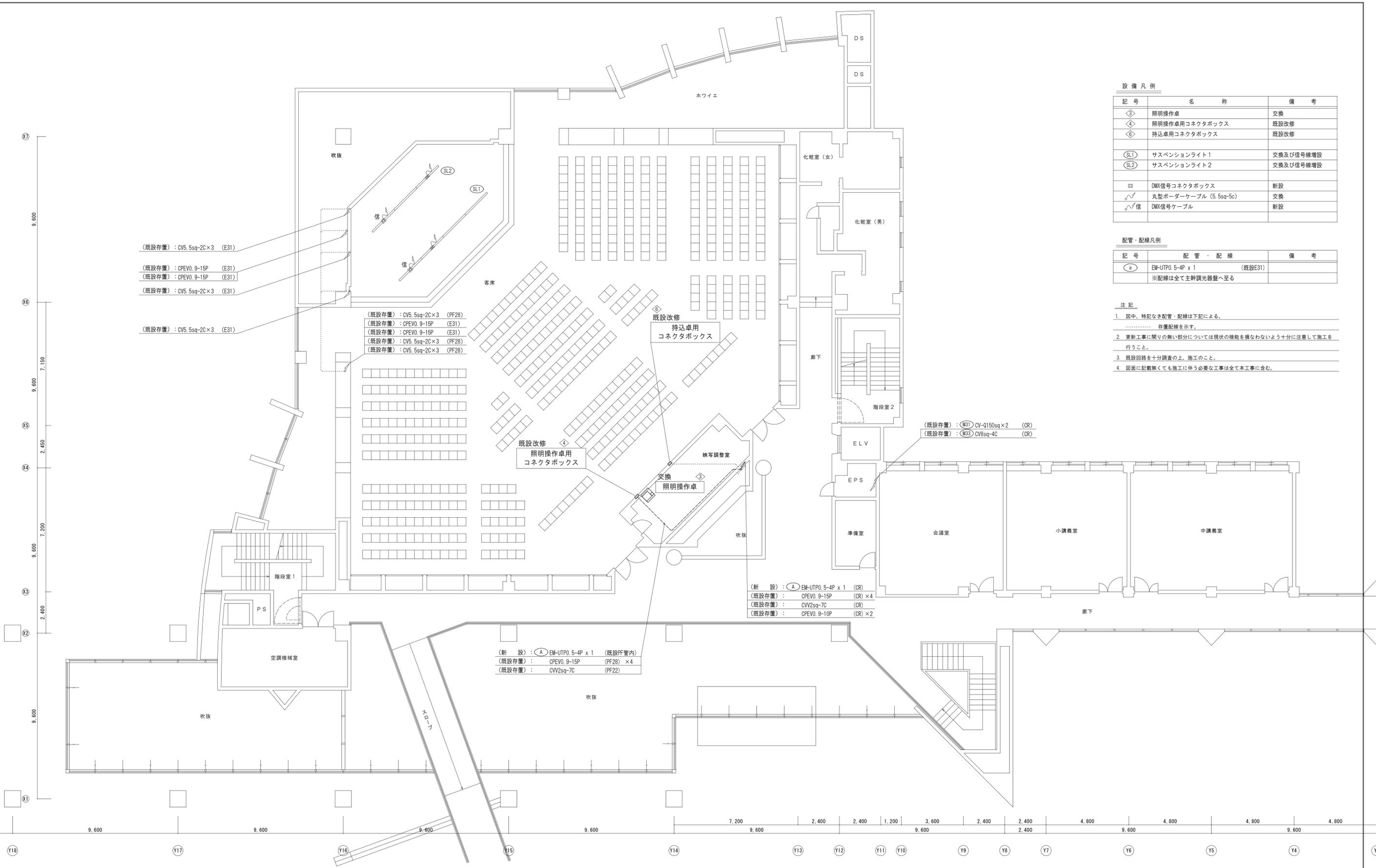


設備凡例

記号	名称	備考
◇	舞台袖操作盤	パネル・スイッチ交換
▽	仮設電源盤	既設使用
○FC	舞台フロアコンセント	既設使用
○LHC	ローアホリ用フロアコンセント	既設使用
○	ケーブル受けカゴ (丸型ケーブル用)	既設使用
□	接続端子箱	既設使用

- 注記
1. 図中、特記なき配管・配線は下記による。
..... 存置配線を示す。
 2. 更新工事に関り無い部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行うこと。
 3. 既設回路を十分調査の上、施工のこと。
 4. 図面に記載無くても施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。

1階平面図 (更新後) S:1/100



設備凡例

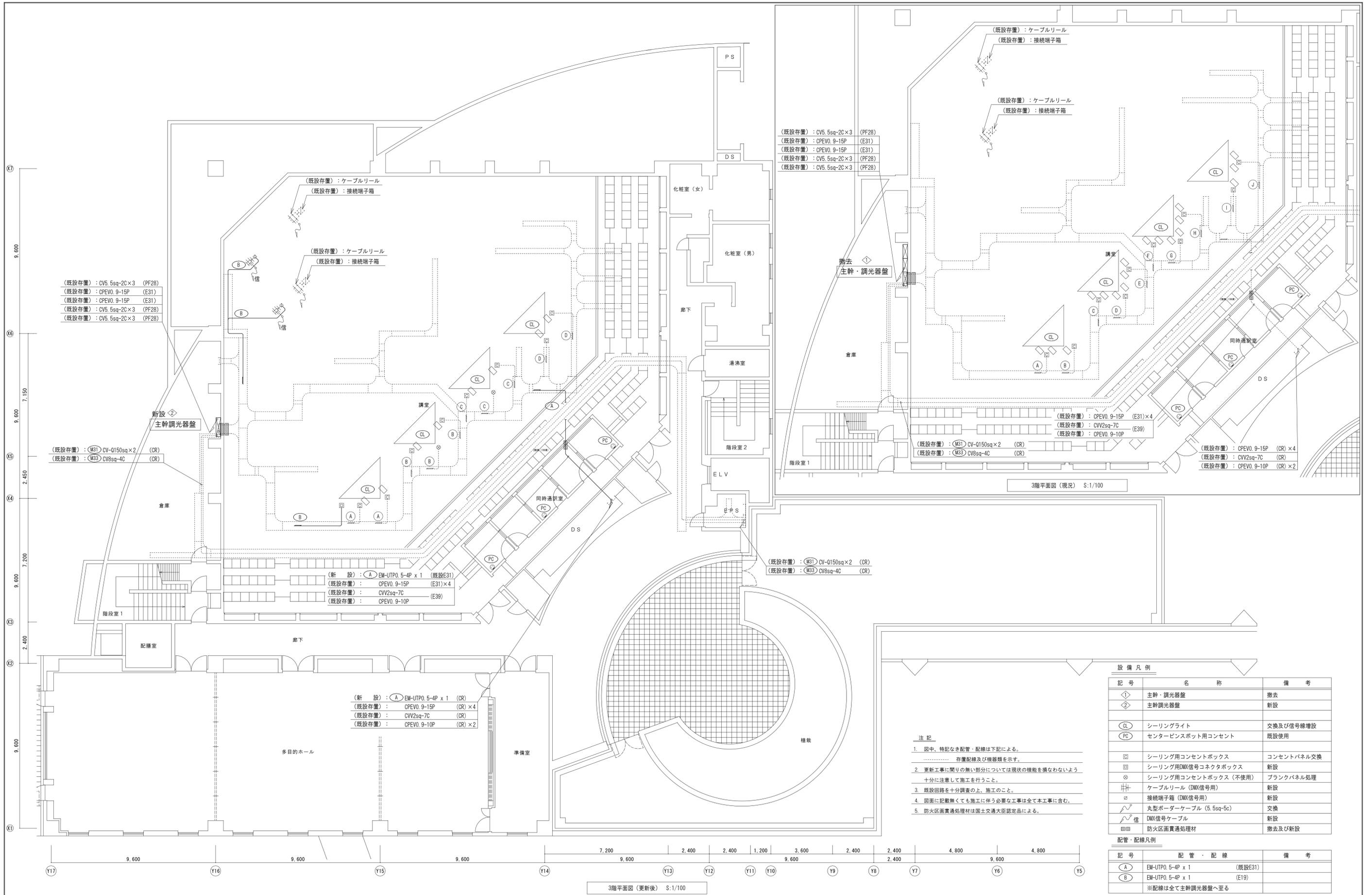
記号	名称	備考
③	照明操作卓	交換
④	照明操作卓用コネクタボックス	既設改修
⑥	持込専用コネクタボックス	既設改修
SL1	サスペンションライト1	交換及び信号線増設
SL2	サスペンションライト2	交換及び信号線増設
□	DMX信号コネクタボックス	新設
○	丸型ボーダーケーブル (5.5sq-5c)	交換
〰	DMX信号ケーブル	新設

配管・配線凡例

記号	配管・配線	備考
a	EM-UTPO.5-4P x 1	(既設E31)
※配線は全て主幹調光器盤へ至る		

- 注記
1. 図中、特記なき配管・配線は下記による。
..... 存量配線を示す。
 2. 更新工事に關する無い部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行うこと。
 3. 既設回路を十分調査の上、施工のこと。
 4. 図面に記載無くても施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。

2階平面図(更新後) S:1/100



(既設存置) : CV5. 5sq-2C×3 (PF28)
 (既設存置) : CPEV0. 9-15P (E31)
 (既設存置) : CPEV0. 9-15P (E31)
 (既設存置) : CV5. 5sq-2C×3 (PF28)
 (既設存置) : CV5. 5sq-2C×3 (PF28)

(既設存置) : CV5. 5sq-2C×3 (PF28)
 (既設存置) : CPEV0. 9-15P (E31)
 (既設存置) : CPEV0. 9-15P (E31)
 (既設存置) : CV5. 5sq-2C×3 (PF28)
 (既設存置) : CV5. 5sq-2C×3 (PF28)

(既設存置) : (M31) CV-0150sq×2 (CR)
 (既設存置) : (M33) CV8sq-4C (CR)

(新設) : (A) EM-UTP0. 5-4P x 1 (既設E31)
 (既設存置) : CPEV0. 9-15P (E31)×4
 (既設存置) : CVV2sq-7C (CR)
 (既設存置) : CPEV0. 9-10P (E39)×2

(新設) : (A) EM-UTP0. 5-4P x 1 (CR)
 (既設存置) : CPEV0. 9-15P (CR)×4
 (既設存置) : CVV2sq-7C (CR)
 (既設存置) : CPEV0. 9-10P (CR)×2

(既設存置) : CPEV0. 9-15P (E31)×4
 (既設存置) : CVV2sq-7C (E39)
 (既設存置) : CPEV0. 9-10P (E39)
 (既設存置) : (M31) CV-0150sq×2 (CR)
 (既設存置) : (M33) CV8sq-4C (CR)

(既設存置) : CPEV0. 9-15P (CR)×4
 (既設存置) : CVV2sq-7C (CR)
 (既設存置) : CPEV0. 9-10P (CR)×2

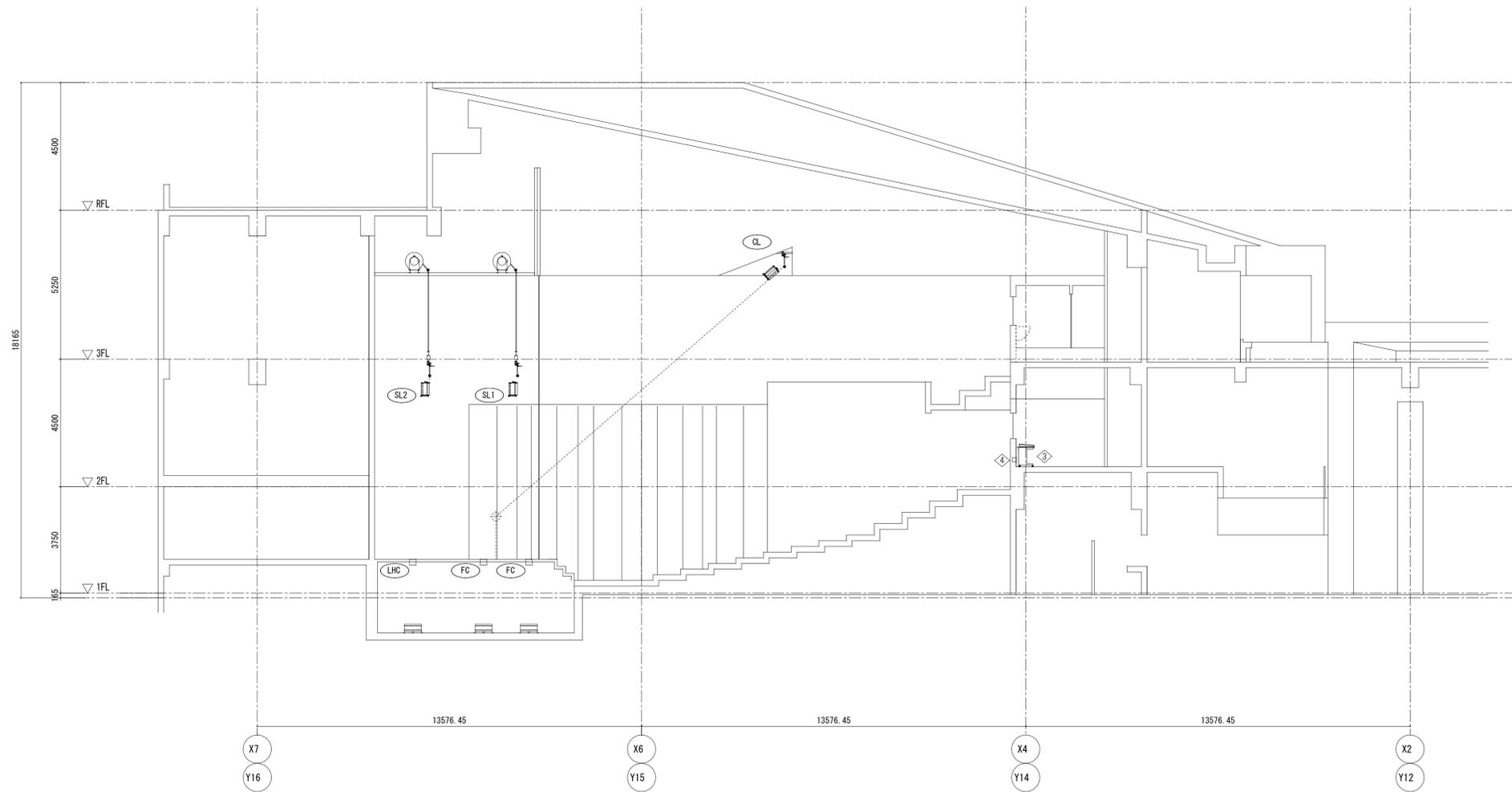
3階平面図 (現況) S:1/100

(既設存置) : (M31) CV-0150sq×2 (CR)
 (既設存置) : (M33) CV8sq-4C (CR)

3階平面図 (更新後) S:1/100

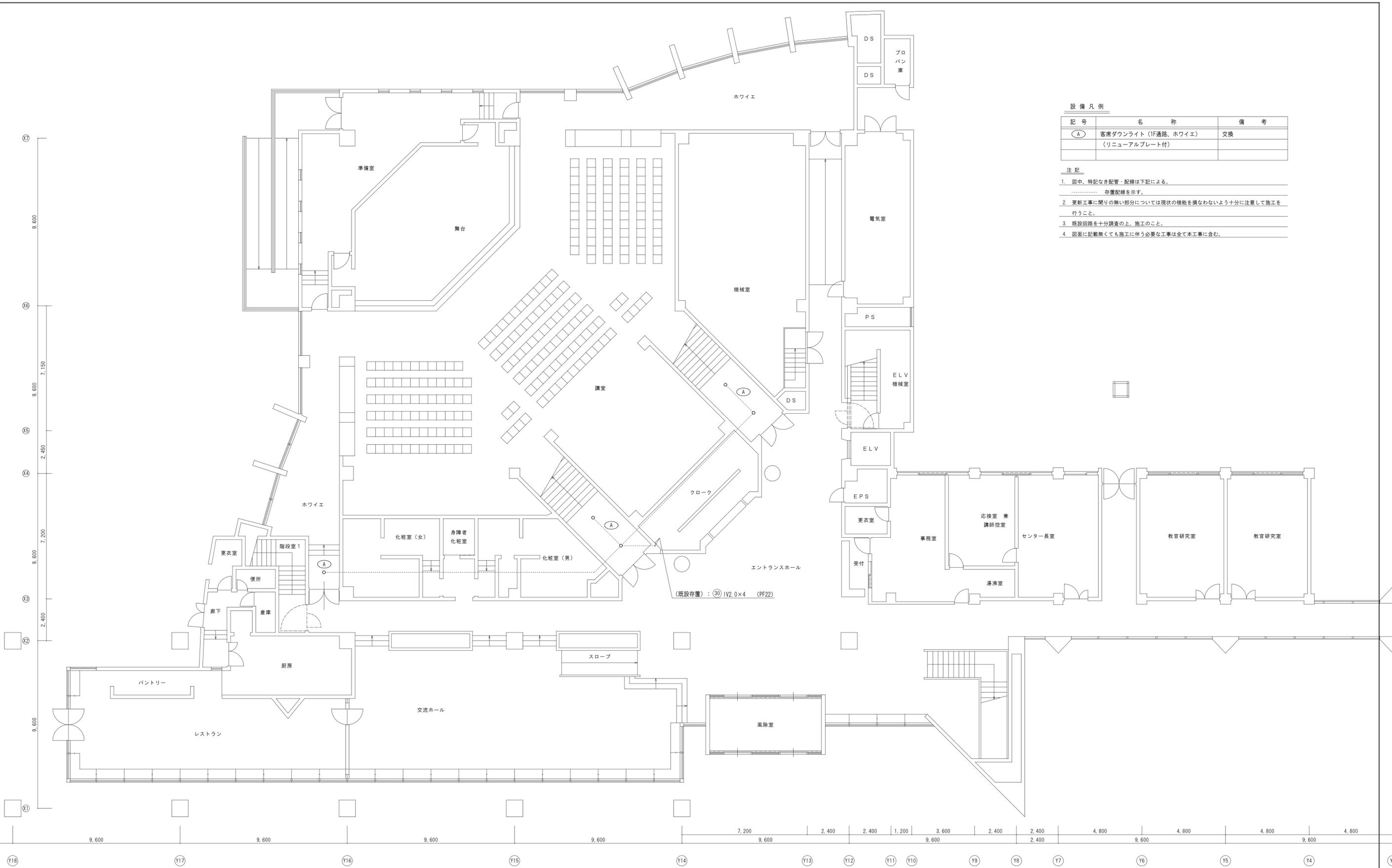
- 注記**
1. 图中、特記なき配管・配線は下記による。
 存置配線及び機器類を示す。
 2. 更新工事に関与の無い部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行うこと。
 3. 既設回路を十分調査の上、施工のこと。
 4. 図面に記載無くても施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。
 5. 防火区画貫通処理材は国土交通大臣認定品による。

設備凡例		
記号	名称	備考
◇	主幹・調光器盤	撤去
◇	主幹調光器盤	新設
○	シーリングライト	交換及び信号線増設
○	センターピンスポット用コンセント	既設使用
□	シーリング用コンセントボックス	コンセントパネル交換
□	シーリング用DMX信号コネクタボックス	新設
⊗	シーリング用コンセントボックス (不使用)	プランクパネル処理
≡	ケーブルリール (DMX信号用)	新設
⊞	接続端子箱 (DMX信号用)	新設
○	丸型ポーターケーブル (5.5sq-5c)	交換
≡	DMX信号ケーブル	新設
≡	防火区画貫通処理材	撤去及び新設
配管・配線凡例		
記号	配管・配線	備考
○	EM-UTP0. 5-4P x 1	(既設E31)
○	EM-UTP0. 5-4P x 1	(E19)
※配線は全て主幹調光器盤へ至る		



設備凡例

記号	名称	備考
FC	舞台フロアコンセント	既設使用
LHC	ローアリー用フローコンセント	既設使用
SL1	サスペンションライト1	交換及び信号線増設
SL2	サスペンションライト2	交換及び信号線増設
CL	シーリングライト	交換及び信号線増設
③	照明操作卓	交換
④	照明操作卓用コネクタボックス	既設改修

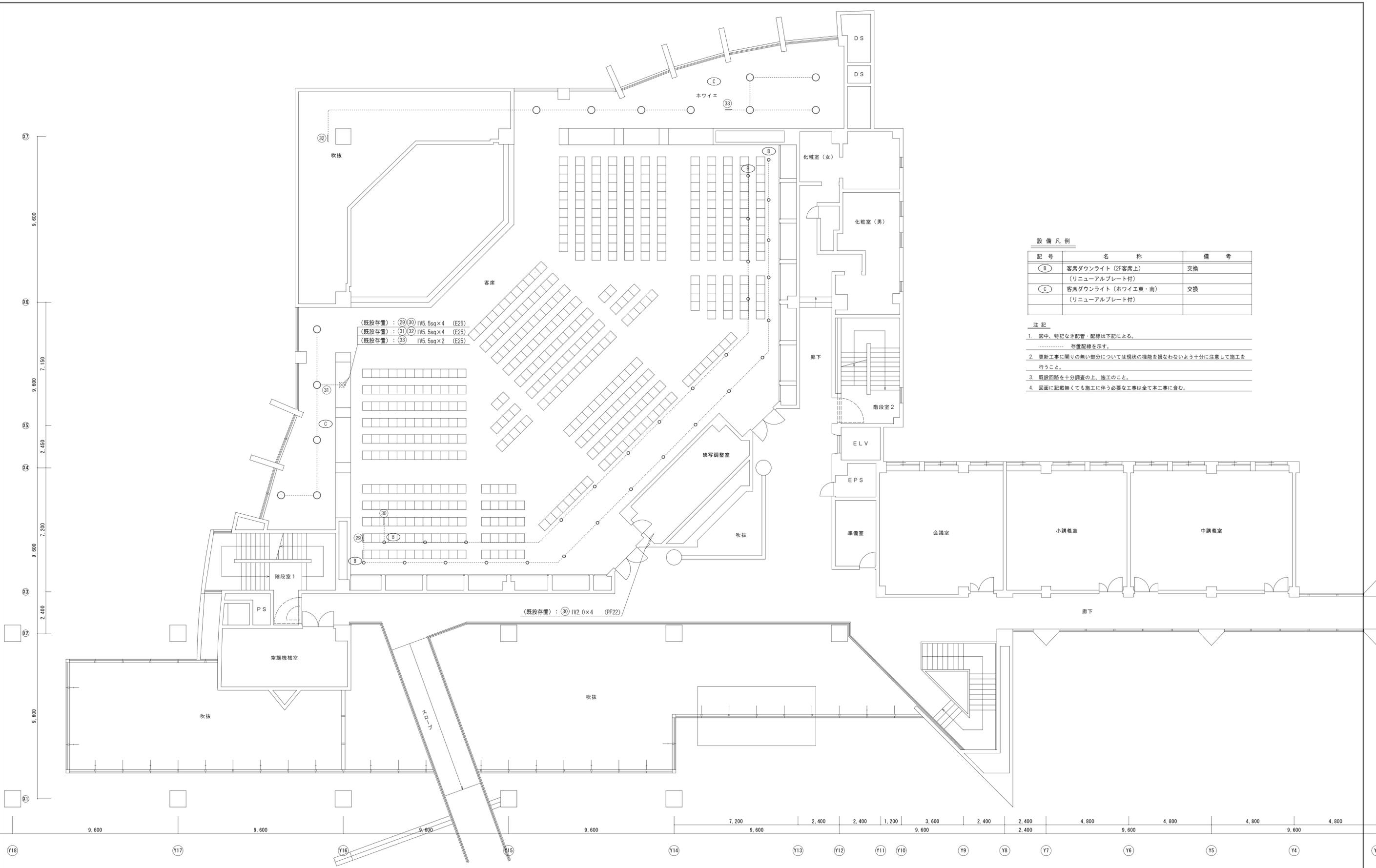


設備凡例

記号	名称	備考
(A)	客席ダウンライト (1F通路、ホワイエ) (リニューアルプレート付)	交換

- 注記
1. 図中、特記なき配管・配線は下記による。
..... 存置配線を示す。
 2. 更新工事に関りの無い部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行うこと。
 3. 既設回路を十分調査の上、施工のこと。
 4. 図面に記載無くても施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。

1階平面図 (更新後) S:1/100

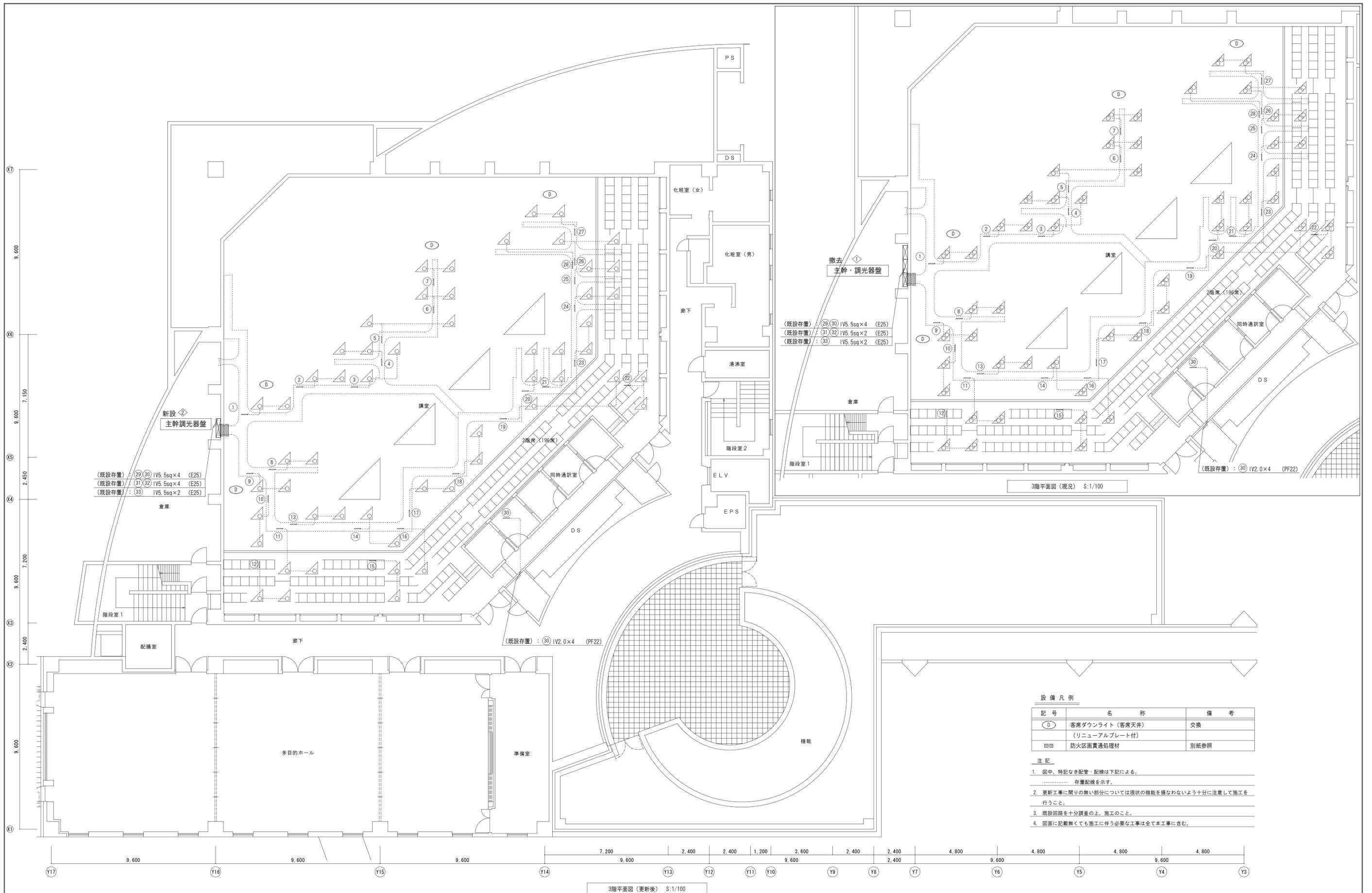


設備凡例

記号	名称	備考
ⓑ	客席ダウンライト (2F客席上) (リニューアルプレート付)	交換
ⓒ	客席ダウンライト (ホワイエ東・南) (リニューアルプレート付)	交換

- 注記
1. 图中、特記なき配管・配線は下記による。
..... 存量配線を示す。
 2. 更新工事に関りの無い部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行うこと。
 3. 既設回路を十分調査の上、施工のこと。
 4. 図面に記載無くても施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。

2階平面図 (更新後) S:1/100

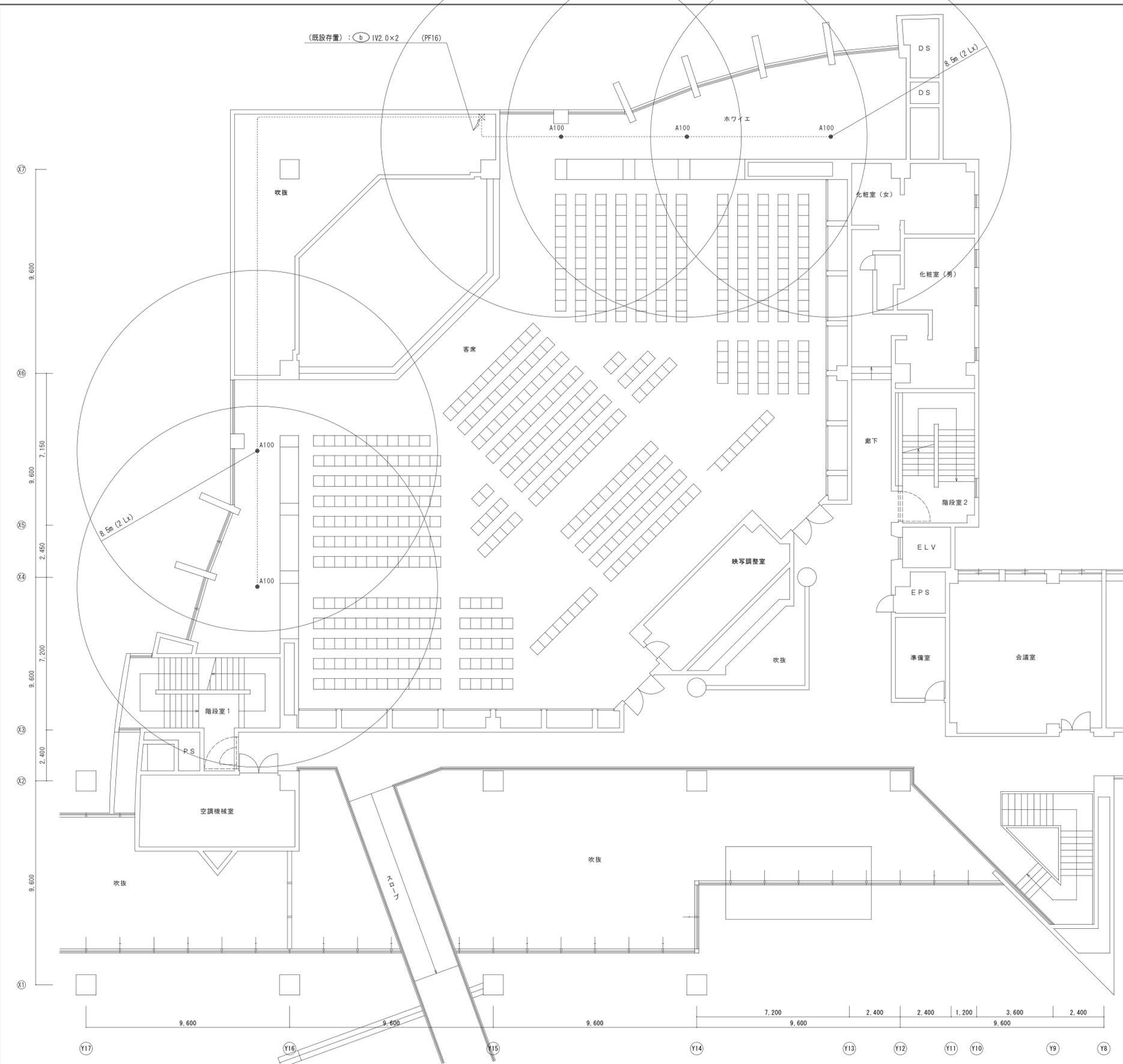
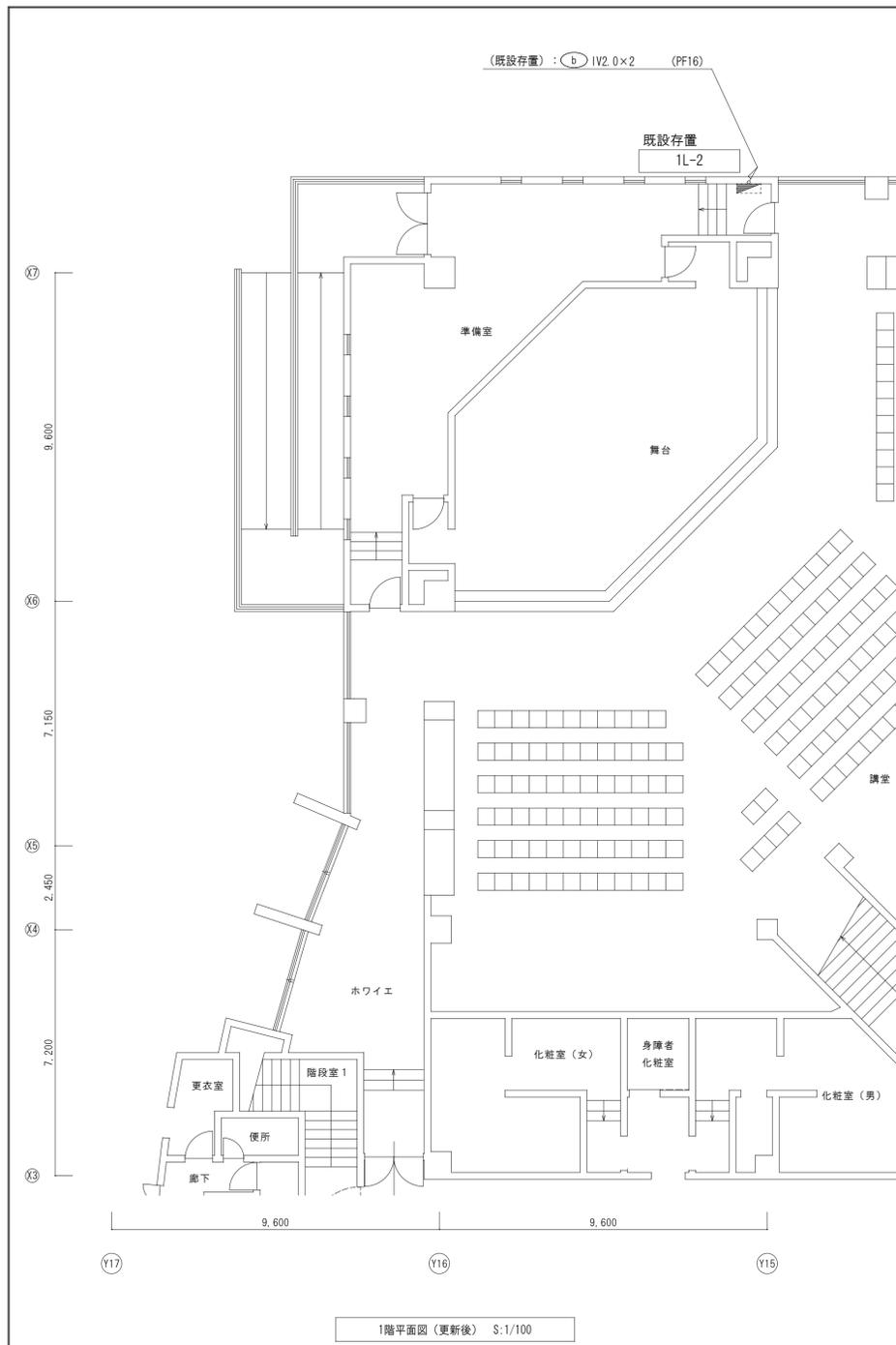


年度別	R 2	公立大学法人 福井県立大学
分類番号	第一分類 第二分類 第三分類	
2年6月		

有限会社 環境システム設計
 代表取締役 松山 憲雄
 福井県福井市花堂東2丁目411

総括	設計
----	----

工事名称	永平寺キャンパス 交流センター 講堂照明器具更新工事	図面番号	E - 15
図面名称	舞台照明設備 客席灯3階平面図	縮尺	A2=1:141 A3=1:200



□ 照明器具姿図

A100	埋込型LED非常照明	1050 1m
	埋込穴φ200	電池内蔵型
非常灯評定番号: LALE-006		
参考型番	NNFB93637J	
公共型番	-	
取付高さ	8.0m	8.5m 9.0m 9.5m 10.0m 10.5m
単体配置	A1	8.4 8.5 8.5 8.4 4.0 2.9
直線配置	A2	19.9 20.8 21.5 22.2 21.2 19.3
四角配置	A4	15.7 16.4 17.1 17.7 18.4 19.0

凡例

記号	名称・規格
●	非常照明 (交換)
○	電灯分電盤 (既設)
⊗	プルボックス (既設)

注記

1. 図中、特記なき配管・配線は下記による。
----- 存量配線及び機器類を示す。
2. 更新工事に関り無い部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行うこと。
3. 既設回路を十分調査の上、施工のこと。
4. 図面に記載無くても施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。

年度別	R 2	公立大学法人 福井県立大学
分類番号	第一分類 第二分類 第三分類	番 査
2年6月		

環境システム設計
代表取締役 松山 憲雄
福井県福井市花堂東2丁目4-1-1

総括	設計
----	----

工事名称	永平寺キャンパス 交流センター 講堂照明器具更新工事	図面番号	E - 16
図面名称	非常照明設備 1・2階平面図	縮尺	A2=1:141 A3=1:200